

第1章 総則

第1節 震災対策計画の方針

第1 震災対策の基本的な考え方

本町の震災対策は、本町において起こりうる最大規模の地震を想定し、その結果発生すると考えられる被害規模及びその内容を可能な限り具体的に把握することで、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本として、より具体的な「予防計画」かつ実践的な「応急対策計画」の策定を目的とするものである。

第2 地震被害想定

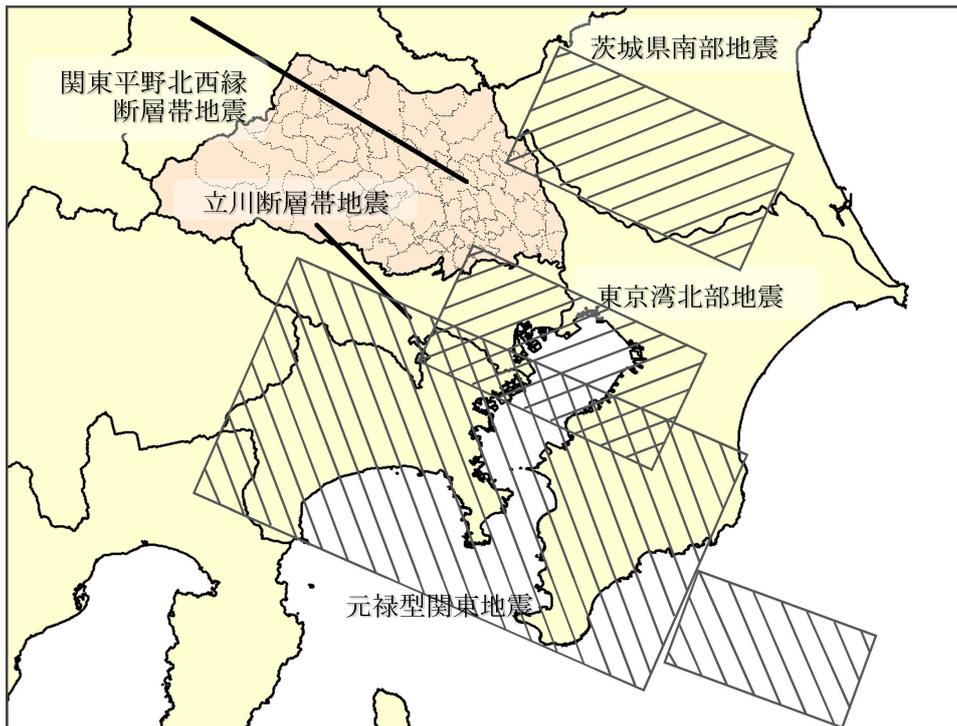
川島町に災害を及ぼす可能性のある地震については、埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）に基づき、以下のように設定した。

1 地震想定

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	想定概要	今後30年以内の地震発生確率
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映	70% (南関東地域として)
	茨城県南部地震	7.3		
	元禄型関東地震	8.2	過去に首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定	ほぼ0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定	ほぼ0%~0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証	0.5%~2%

出典：「埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月、埼玉県）

2 各想定地震の震源・断層位置図



出典：「埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月、埼玉県）

3 各地震による被害想定結果

県が想定した5つの地震による被害想定結果は以下に示すとおりで、本町に最も大きな被害をもたらす地震は「関東平野北西縁断層帯地震」であり、次に大きな被害をもたらすのは、「茨城県南部地震」である。

なお、県が防災対策の対象としている「東京湾北部地震」による本町への影響は、上水道被害および帰宅困難者数を除き「茨城県南部地震」より大きな被害は予測されていない。

■川島町における地震被害想定結果

項目	予測内容		単位	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯地震	
震度	最大震度		—	5強	5強	5強	7	6弱	
液状化	高い地域	面積	km ²	0.000	0.000	0.000	19.990	0.000	
		面積率	%	0.0	0.0	0.0	48.1	0.0	
建物被害	全壊 (揺れ+液状化)	全壊棟数	棟	0	78	15	2,988	2	
		全壊率	%	0.0	0.61	0.12	23.29	0.02	
	半壊 (揺れ+液状化)	半壊棟数	棟	10	140	31	2,256	30	
		半壊率	%	0.08	1.09	0.24	17.59	0.23	
	全壊 (急傾斜地崩壊)	全壊棟数	棟	0	0	0	0	0	
		全壊率	%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	半壊 (急傾斜地崩壊)	半壊棟数	棟	0	0	0	0	0	
		半壊率	%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	焼失	焼失棟数	棟	1	1	1	89	1	
		焼失率	%	0.01	0.01	0.01	0.61	0.01	
	人的被害	死者数		人	0	0	0	179	0
		負傷者数		人	2	4	2	747	5
うち重傷者数		人	0	0	0	237	0		
ライフライン被害	電気	停電人口	直後	人	36	6,066	1,167	22,147	164
			1日後	人	7	924	179	22,147	27
		停電率	直後	%	0.16	27.39	5.27	100	0.74
			1日後	%	0.03	4.17	0.81	100	0.12
	電話	不通回線	回線数	回線	0	4	1	219	1
			不通率	%	0.01	0.04	0.01	2.57	0.01
		携帯電話	停電率	%	0.0	4.2	0.8	100	0.1
			不通率	%	0.0	0.0	0.0	2.6	0.0
	都市ガス	供給停止件数	件	0	0	0	948	0	
		供給停止率	%	0.0	0.0	0.0	100	0.0	
	上水道	断水人口	人	2,089	214	0	17,712	232	
	下水道	機能支障人口	人	2,428	2,540	2,486	4,091	2,521	
	生活支障	避難者数	1日後	人	5	168	35	5,792	5,785
			1週間後	人	143	182	35	6,711	6,692
1か月後			人	5	171	35	7,904	7,664	
帰宅困難者数		平日	人	3,675	3,349	3,549	4,130	4,001	
		休日	人	2,813	2,596	3,472	3,130	2,989	
住機能支障		応急仮設住宅等需要数	棟	0	16	3	558	1	
その他		廃棄物	災害廃棄物	万ト	0.0	1.9	0.4	49.9	0.1
			万m ³	0.0	1.3	0.3	32.3	0.0	

注) 破壊開始点の違いにより「関東平野北西縁断層帯地震」の場合は3ケースについて、「立川断層帯地震」の場合は2ケースについて予測しているが、表に記載した数値は、各ケース中で最も大きな値を用いている。

第3 震災対策の目標

1 地震被害想定結果に対する考え方

県地震被害想定の結果、本町に最も大きな地震被害をもたらす地震は「関東平野北西縁断層帯地震」、次いで「茨城県南部地震」となっている。

「関東平野北西縁断層帯地震」については、今後30年以内の地震発生確率が0～0.008%と極めて低く、これまでこの規模での地震発生の記録はない。それに対し「茨城県南部地震」は、「東京湾北部地震」と同様に首都直下地震に位置づけられており、今後30年以内の地震発生確率が70%と切迫性が高い。このため本町にとっては「茨城県南部地震」に備えることで、全体的により被害程度の低い「東京湾北部地震」、「元禄型関東地震」、「立川断層帯地震」に対しても対応可能と考え、当面の震災対策の対象地震を「茨城県南部地震」として、食料などの備蓄や指定避難所の整備などの防災対策の目標として位置づけるものとする。

一方で、東日本大震災の教訓を踏まえ、発生可能性は極めて小さいものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震と考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」についても、防災上の配慮が必要である。このため「関東平野北西縁断層帯地震」については、発生が予想される甚大な地震被害を少しでも減少させるための減災目標を設定し、体系的・計画的に地震防災対策の推進を図っていくものとする。

2 「茨城県南部地震」に対応可能な防災対策の推進

町は、想定される大規模地震の中でも切迫性の高い「茨城県南部地震」に対する防災対策を、整備するものとする。本町において「茨城県南部地震」により想定される地震被害、及びそれに対応した主な防災対策は、以下に示すとおりである。

■ 「茨城県南部地震」により想定される地震被害と主な防災対策

被害想定項目		地震被害	主な防災対策
建物被害 (棟)	全壊	78棟	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 耐震化の推進 ▶ 被災建築物危険度判定体制の整備 ▶ 初期消火体制の整備 ▶ 仮設住宅用地の選定
	半壊	140棟	
	焼失	1棟	
人的被害 (人)	死者	0人	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 医療救護班の派遣体制の整備
	負傷者	4人	
	うち重傷者	0人	
生活支障 (人)	避難者	(1日後) 168人 (1週間後) 182人 (1ヶ月後) 171人	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 想定される避難者を参考に設定した200人を収容可能な指定避難所の整備 ▶ 設定した避難者数200人に対応可能な量の飲料水・食料・生活必需品の備蓄 ▶ 避難情報の多様な伝達手段の整備
	帰宅困難者	(平日) 3,349人 (休日) 2,596人	
ライフライン	上水道	断水人口 214人	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 配水管、浄水施設の耐震強化 ▶ 給水体制の整備
	下水道	機能支障人口 2,540人	
	電力	停電人口 (直後) 6,066人 (1日後) 924人	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災拠点における非常電源の確保
	電話	不通回線率 0.04% 携帯不通率 0.0%	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様な情報伝達手段の整備
その他	廃棄物	災害廃棄物 (重量) 1.9万ト (体積) 1.3万m ³	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 廃棄物処理体制の整備 ▶ 廃棄物仮置き場候補地の選定

3 「関東平野北西縁断層帯地震」に対する減災目標

これまでに発生したことはないが、発生した場合は甚大なる被害をもたらすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」に対して、被害の発生を軽減するための減災目標を次表のように設定する。

本町は、この減災目標を達成するため、「川島町建築物耐震改修促進計画」（平成22年3月）を活用するとともに、目標の達成に向けて「自助」・「共助」・「公助」それぞれの立場から、かつ、ハード・ソフトの両面から、日頃からの備えや、いざというときの対処方法などについて、町民、自主防災組織及び企業等に取り組む推進を働きかけるものとする。

なお、減災の目標は、10年を目途とし、可能な限り早期の達成を目指すものとする。

■ 「関東平野北西縁断層帯地震」に対する減災目標

減災目標	目標を達成するための対策や項目
死者・負傷者を 約 450 人減少させる。 (約 50%の削減)	▶ 建物の耐震化 ▶ 家具類の転倒防止対策の推進 ▶ 自主防災組織、消防団の初期消火力の強化 など
避難者（1週間後）を 約 3,400 人減少させる。 (約 50%の削減)	▶ 建物の耐震化 ▶ 被災建築物の応急危険度判定体制の整備 ▶ ライフラインの早期復旧 など

第2章 震災予防計画

第1節 防災組織整備計画

震災対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、川島町防災会議等の災害対策上重要な組織を整備して、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織の整備を促進して、防災組織の万全を期する。

本節は、第2編 風水害対策計画 第2章 風水害予防計画
「第1節 防災組織整備計画」を準用する。

【資料編1-2「川島町災害対策本部条例」参照】

第2節 防災教育・知識普及計画

防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の修得を図るとともに、町民に対し自主防災思想の醸成、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため次のとおり防災教育・知識の普及を行う。

第1 防災教育の推進

1 職員に対する教育

地震発生時に応急対策の実行主体となる職員は、防災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、次のとおり防災教育を実施する。

(1) 職員初動マニュアルの配布（庁内LANを利用した電子データの配布）

町では、風水害発生時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を簡潔に示した「大規模地震発生時における職員初動マニュアル」を作成し、全職員に配布している。マニュアルは機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の際には検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

(2) 研修会及び講演会等

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として研修会及び講演会等を実施する。

2 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動（ホームルーム活動）や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童・生徒の発達段階に即した指導を行う。

(1) 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を実施する。また、防災に関する専門家や災害体験者の講演会等の実施に努める。

(2) 各教科等による防災教育

各教科等を通じ、地震災害・風水害・その他災害等の発生仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険について教育を行う。また、児童・生徒が防災を自分たちの問題として認識し、適切な判断・行動ができるよう、地域の防災点検や防災マップの作成、地震疑似体験等の体験学習を実施するよう努める。

(3) 教職員に対する防災研修

災害時に、教職員のとるべき行動とその意識、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒の心のケア及び災害時に、特に留意する事項について研修を実施し、その内容の周知徹底を図る。

3 社会教育

関係機関、団体等と連携して職場、一般家庭にある社会人を対象とした、講習会、防災訓練等を実施する。

4 事業所等における防災教育

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対し防災教育を実施していくことが必要である。

町は、講習会、防災訓練等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

第2 防災知識の普及

防災に関する知識の内容及び普及方法については、以下のとおりとする。

■防災知識の内容

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ▶ 災害の種別、特性、一般知識 | ▶ 被害報告及び避難方法 |
| ▶ 災害対策基本法及び関係法の主旨 | ▶ 過去の災害の概要 |
| ▶ 地震時における心得 | ▶ 災害復旧等の生活確保に関する知識 |
| ▶ 川島町地域防災計画の概要 | ▶ 災害用伝言ダイヤル等の利用方法 |

■防災知識の普及方法

- | | |
|----------------------------|----------------|
| ▶ 広報かわじま・防災パンフレット等の配布 | ▶ ポスター・横断幕等の掲示 |
| ▶ 町ホームページへの記事掲載 | ▶ 防災訓練の実施 |
| ▶ かわべえメール(登録制)・ツイッターへの記事掲載 | ▶ 講習会、講演会等の実施 |

1 緊急地震速報の普及・啓発

町は、町民が緊急地震速報を受けたときの適切な行動を含め、緊急地震速報の情報伝達についての普及・啓発を図る。

■緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

情報の入手場所	とるべき行動
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫な建物のそばであれば、建物の中に避難する。
車の運転中	後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけ、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

2 防災知識の普及における要配慮者への配慮

防災知識の普及を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第3節 防災訓練計画

防災業務に従事する職員等の防災実務の習熟と実践的能力の醸成に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて町民の防災意識の高揚を図るため以下の各種訓練を実施する。

■防災訓練の種類

- | | |
|------------|----------------------|
| ➤ 防災訓練 | ➤ 非常招集訓練 |
| ➤ 消防訓練 | ➤ 図上訓練、避難所開設・運営訓練 |
| ➤ 避難訓練 | ➤ 町民、自主防災組織及び事業所等の訓練 |
| ➤ 情報収集伝達訓練 | |

第1 訓練別の実施計画

1 防災訓練

大地震又は地震警戒宣言発令を想定し、発災対応型訓練を中心として実施する。これにより職員・防災関係機関等の防災実務の習熟と相互の協力・連絡体制の確立を図り、併せて町民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

また、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

(1) 総合防災訓練(4年に1度開催)

時期	主要訓練種目	実施場所	参加機関
9月	交通規制訓練・情報収集伝達訓練・避難誘導訓練・初期消火訓練・救出救助訓練・応急救護訓練・給水訓練・物資輸送訓練・炊出訓練・復旧訓練等	川島町コミュニティセンター周辺	埼玉県、川島町、東松山警察署、川越地区消防組合、川島町消防団、関係防災機関、民間協力団体、町民(自主防災組織)

(2) 地域防災訓練(地域順に開催)

時期	主要訓練種目	実施場所	参加機関
9月	交通規制訓練・警戒広報訓練・住民避難誘導訓練・初期消火訓練・救出救助訓練・応急救護訓練・給水訓練・炊出訓練・復旧訓練等	小、中学校等	埼玉県、川島町、東松山警察署、川越地区消防組合、川島町消防団、関係防災機関、民間協力団体、地域住民(自主防災組織)

2 消防訓練

消防組合は、地震災害・風水害・その他災害等を想定し、それぞれの業務に応じた実効性の高い研修、訓練を実施する。

- (1) 参集、初動処置、情報収集伝達、資機材取扱い、通信運用その他必要な基本訓練
- (2) 部隊編成、部隊運用その他必要な図上訓練
- (3) 火災現場活動、救出救護活動その他必要な現場活動訓練

3 避難訓練

町は、避難勧告や立ち退きの指示等を円滑に行うため、警察、消防及びその他の団体の参加

を得て、訓練を実施する。

また、保育園、幼稚園、病院及び社会福祉施設等は、幼児、児童、傷病者、身体障がい者及び高齢者等の要配慮者の生命、身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とした防災訓練を実施する。

4 情報集集伝達訓練

各防災関係機関は、情報の収集、判断、伝達等、意思決定のための訓練を実施する。

5 非常招集訓練

町は、震災時の迅速な職員招集のため非常招集訓練を実施するとともに震災時の即応体制の強化に努める。また、非常招集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

6 図上訓練、避難所開設・運営訓練

大規模な災害が発生した場合、広域に被害を及ぼす恐れがあり、広域の防災関係機関が連携し、防災訓練を実施する必要がある。そのため、町及び防災関係機関は、状況判断能力、活動調整能力等の向上を目的とした図上訓練（D I G）や避難所開設・運営訓練（H U G）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

7 町民、自主防災組織及び事業所等の訓練

地震災害時に自らの生命及び安全を確保するためには、日頃から町民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施することが重要であり、町民、自主防災組織及び事業所等は、平常時から訓練を実施し、災害の行動を習熟する。

（1）町民の訓練

町民は、防災対策の重要性を理解し、各種防災訓練への積極的・自主的な参加、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施する。

（2）自主防災組織の訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関係防災機関との連携を図るため、町、消防署及び消防団等の指導のもと、地域の事業所とも協調して組織的な訓練を実施する。

訓練項目は、初期消火訓練、避難訓練、通報訓練、救出訓練、応急救護訓練及びそれらを組み合わせた防災訓練とする。

また、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

（3）事業所の訓練

病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき消火・通報及び避難訓練を実施する。

第2 訓練の検証

訓練後は、意見交換、アンケート、協議等により訓練の評価及び検証を行う。また、これらの評価及び検証において得られた課題等については、地域防災計画の見直し資料とするとともに次回訓練計画に反映し、より実効性の高い訓練の実施に努める。

第4節 災害情報収集・伝達体制の整備計画

大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ大量の災害情報が発生する。町及び防災関係機関が迅速かつ的確に災害対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト・ハード両面の仕組みづくりが必要である。

近年の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害時の教訓等を踏まえ、総合的な防災情報システムの構築を図る。また、通常の勤務時間外に災害が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達が可能な体制を整備しておく必要がある。

本節は、第2編 風水害対策計画 第2章 風水害予防計画
「第4節 災害情報収集・伝達体制の整備計画」を準用する。

第5節 地震火災予防計画

地震によってもたらされる被害のうち、発災時の気象状況や市街地の状況によっては甚大な被害をもたらすのが地震火災である。地震火災による被害をできるだけ少なくするため、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進する。

第1 実施計画

1 出火防止

(1) 一般火気器具からの出火防止

- ① 地震発生時には、火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止機構の付いたガス器具の普及に努める。
- ② 対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置の管理の徹底を図る。
- ③ 電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災を防止するため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの普及啓発を図る。また、住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

(2) 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒したりすることにより容器が破損し、混合混融発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

混合混融による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具から離れた場所に保管するとともに、容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

2 初期消火

(1) 地域住民の初期消火力の強化

自主防災組織の育成と活動力の一層の充実を図り、町民による消火器、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防組合及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

(2) 事業所等の初期消火力の強化

震災時には、事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図るとともに、職場での従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成する。

(3) 地域住民と事業所等の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、町民の災害対応力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

3 危険物取扱施設の安全化

危険物取扱施設の安全性に関する実態把握を行うとともに各種法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

町、県及び消防組合は、危険物取扱施設の安全確保のため、実態把握に努めるとともに、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

第2 消防力の強化

1 消防署の整備

住民の安全で安心して暮らしを支える支える消防活動体制を維持向上させるため、組合の中核である川越地区消防局の新庁舎の整備を図る。

また、消防署の改築、改修、消防装備の充実強化を図るとともに、消防職員の増強や資質の向上に努めるなど消防力の強化を図る。

2 予防体制の整備

火災を未然に防止するため、防火知識の普及と予防思想の高揚を図る防災学習施設を整備するとともに、事業所等に対する予防査察の強化、住民に対する防火指導の徹底を図る。

3 消防活動体制の整備

大規模かつ多様化する火災、救助、救急需要に対応するため、消防ポンプ車、化学車、救助工作車、はしご車、高規格救急車、支援車等の計画的な整備及び救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隊員の教育及び各種消防訓練を実施するための総合的な訓練施設を整備し、警防、救助及び救急体制の強化を図る。その他大規模かつ広域な災害に対応する施設の整備を図る。

4 消防通信体制の整備

地震災害時の同時多発火災や救助・救急事案に対処するためには、災害情報及び消防部隊運用情報等を正確に把握し、効率的な部隊運用を図るとともに、高度化する消防指令センター(高機能消防指令センター)を計画的に整備・更新し、消防救急デジタル無線網を構築することにより、車両の効果的運用、支援情報の高度化、情報伝達の確実化、秘匿性を向上させ消防通信体制の強化を図る。

5 消防水利の整備

震災時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になることが予想される。これまで防火水槽の整備を推進してきているが、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難場所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。

また、既設の防火水槽・プール等にあつては、定期的な水利調査等により、機能の維持を図る。

6 非常用車両等の整備

震災時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になることが予想される。これまで防火水槽の整備を推進してきているが、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難場所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。

また、既設の防火水槽・プール等にあつては、定期的な水利調査等により、機能の維持を図る。

(1) 非常用車両等の整備

地震災害時の早期情報収集のため、オートバイや自転車を計画的に配備するとともに、大規模災害に対処するため、消防ポンプ車、救急車等の非常用車両を計画的に増強整備する。

(2) 消防資機材の整備

地震災害時に消防力を最大限活用するため、可搬式小型動力ポンプ、消防用ホース等の消火用資機材、ハンマー、バール、のこぎり等の簡易救助資機材、エアータント、担架、毛布等の救護用資機材等を計画的に整備する。

(3) 隊員用装備品の整備

隊員の長時間にわたる現場活動を支えるため、水、アルファ米、乾パン等の非常食、その他隊員用装備品を計画的に整備する。

7 消防団の育成・強化

消防団は、震災時には常備消防の活動を補充し、地域の実情に応じて適切に活動することが期待されている。消防団を一層活性化し震災時に対応できるよう、老朽化した分団車庫の耐震性の確保等安全性の向上、情報連絡用通信機器の充実及び分団消防車を計画的に更新整備していく。また、装備を充実し、救出・救助等の活動に有効な資機材についても増強し団員の活動技術の向上を図るとともに、青年層・女性層をはじめとした幅広い層への入団促進を行い、消防団の活性化を推進し、その育成に努める。

第6節 防災まちづくり計画

震災対策の基本的な方策は、町を災害に強い都市構造につくりかえることである。

このため、建築物の耐震不燃化、道路の整備拡幅、公園、広場等のオープンスペースの確保といった施策を推進する。

第1 防災拠点施設の整備

災害発生時に迅速かつ適切な応急対策を行うため、防災活動の拠点となる施設の整備を図る。

1 役場庁舎の整備

災害対策本部を設置する役場庁舎を防災対策の中核拠点と位置づけ、町の統括的防災活動を担う。役場庁舎は、平成27年度の建て替えにより耐震性の向上及び浸水対策を施し、災害情報の収集分析、災害情報及び応急復旧対策の伝達機能、防災資機材の備蓄機能、太陽光パネル及び蓄電池による非常用自家発電設備などを有する防災拠点として整備されている。

2 避難所の整備

震災時において被災者を一時収容するための避難所には、安全の確保、外部との連絡体制の維持等の機能が要求されることから、非常用電源設備等の計画的な整備を図る。

(1) 災害用電源の整備

現在、指定避難所のうち小学校4校（伊草、三保谷、出丸、八ッ保）には、自律運転機能付きの太陽光パネルが設置され、西中学校には、自律運転機能付きの太陽光パネル及び蓄電池が設置され、非常用の電源として使用が可能となっている。今後、全避難所について太陽光及び蓄電池等の災害用電源の整備を推進する。

(2) 災害時特設公衆電話の整備

現在、町の指定避難所である小学校6校と中学校2校に災害時特設公衆電話を設置しており、避難所開設時に災害時優先電話としての利用が可能である。

(3) 耐震性向上の促進

指定避難所である小学校6校と中学校2校は、校舎及び体育館とも建物の構造体（柱・壁・梁・床等）の耐震化は完了しているが、避難所としての耐震性の向上を促進するため、非構造部材（天井材・内外装材・照明器具・窓ガラス・家具等）の耐震化を推進する。

第2 道路・橋りょうの整備

道路及び橋りょうは、単に人、物の輸送を分担する交通機能のみならず、震災時には避難救援、消防活動などに重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有しているため、道路・橋りょうの整備を推進する。

1 道路の拡幅計画

道路の新設・拡幅は、沿道の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど、災害に強いまちづくりに貢献するところが多い。

このため、町は都市計画道路及び幹線道路の整備促進を図りつつ、防火性の高いまちづくりを進める。

2 橋りょうの架け替え・補修

町内の橋りょうのうち、老朽化した橋りょう及び耐震性の低い橋りょうについては、地震発生時における避難、緊急物資の輸送などに支障をきたすおそれがあることから、架け替え・補修等により整備する。

第3 オープンスペースの確保

震災時において、市街地のなかに十分なオープンスペースを確保することは、避難者の安全確保となるほか、火災の延焼防止としての機能、救護活動、物資集積等の拠点としての利用、ヘリコプターの臨時離発着場として利用することができる。

このため、町では災害対応力向上事業として、震災時のみでなく、水害時にも利用可能であり、平常時には野球場や公園など町民のスポーツ・レクリエーション施設として使用できる高台避難場所を、災害避難場所として整備を検討する。

第4 緊急輸送ネットワークの整備

1 緊急輸送道路及び沿線の整備

町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進する。また、緊急輸送道路に面する落下対象物、ブロック塀等及び自動販売機の地震に対する安全性を確保するため、平常時から沿道のブロック塀、看板、歩道の路面状態について点検を行い、障害物の発生を少なくするように努める。

【資料編 3-11 「町内の埼玉県指定緊急輸送道路一覧」参照】

2 応急復旧資機材の整備

町は、平常時から、応急復旧資機材の整備を行う。また、川島町建設業協会との連絡を密にして、非常時に使用できる建設機械等の把握を行う。

第5 建築物等の耐震及び不燃化

町は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定した「川島町建築物耐震改修促進計画」（平成22年3月）による耐震化を進めており、平成27年度現在、公共建築物の耐震化についてはおおむね終了している。

1 一般建築物の耐震化

一般建築物（所有者又は使用者が防災関係機関でない建築物）の耐震化等は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、町は、そのための助言、指導、支援を行う。

また、一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

2 建築物、宅地の危険度判定に係る体制の整備

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定は、大地震により被災した建築物及び宅地を調査し、その後に発生する余震などによる建築物の倒壊や宅地の崩落の危険性について判定することにより、人命に関わる二次的災害を防止することを目的としている。

町は、「川島町被災建築物応急危険度判定要綱」、「川島町被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定」による被災建築物応急危険度判定体制の整備、及び「埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づく被災宅地危険度判定体制の整備を図る。

【資料編 1-10 「埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱」参照】

【資料編 1-11 「川島町被災建築物応急危険度判定要綱」参照】

【資料編 1-12 「埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱」参照】

【資料編 2-13 「川島町被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書」参照】

3 ブロック塀の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀（レンガ塀、石塀を含む）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

(1) ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について啓発を図るとともに、ブロック塀の点検方法及び補強方法等について知識の普及に努める。

(2) 生け垣の推進

町は、ブロック塀を設置している町民に対し、点検を行うよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては、改修及び生け垣化等を奨励する。

4 自動販売機の転倒防止対策

町は、県及び関係団体と連携して、自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

第6 ライフライン施設の安全化

生活を維持していく上で、上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設は極めて重要である。また、災害発生直後の応急対策を実施する上でも、ライフライン施設の果たす役割は重要である。このため、町及び各事業者は、ライフライン施設について、従来から施設の整備を実施しており、今後もより一層の施設の強化を図り、ライフライン施設の安全化を推進するとともに、相互協力関係の充実に努める。

第7 地盤災害の予防

町は県と連携し、液状化に関する情報の公表、液状化に対する工法の普及に努めるとともに、液状化等の地盤災害の危険性が高い地域において、土地所有者が地盤調査や耐震診断等を実施するよう働きかける。

第8 危険物施設の応急措置

町、県及び消防組合は、震災時に関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、応急措置を講じるよう指導する。

第7節 避難対策

地震による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を被った被災者及び延焼拡大等の危険性の迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難所等の指定、避難計画策定等の取組を推進する。

第1 避難計画の策定

1 町の避難計画

町は避難計画を作成するとともに、自主防災組織等を通じて避難組織の確立に努める。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月、内閣府）に基づき、避難行動要支援者の避難支援のための、避難行動要支援者名簿や避難支援プラン個別計画の作成、福祉避難所の指定等を行う。

■避難計画で定める主な内容

- 避難準備情報、避難勧告、避難指示の判断基準及び伝達方法
- 指定避難所・指定避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 指定避難所・指定避難場所への経路及び誘導方法
- 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- 避難所の管理・運営に関する事項
- 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

2 防災上重要な施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

施設	留意点
病院（患者の集団避難時）	収容施設の確保、移送の方法、保健衛生及び入院患者に対する実施方法等
高齢者、障がい者及び児童施設等	地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、保健、衛生及び給食等の実施方法等
工場、危険物保有施設	従業員、町民の安全確保のための避難方法、町、消防及び警察との連携等

3 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

(1) 防災体制の確立

① 防災計画

災害が発生した場合に園児、児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。また、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

② 防災組織

学校等において、防災組織の充実強化を図る。その際、防災関係機関との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

③ 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に行う。

④ 防火管理

震災での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

ア 常点検の実施

職員室、調理室、理科室、家庭科室等火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

イ 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

(2) 避難誘導

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動が取れるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し園児、児童及び生徒に地震発生時の行動について周知しておく。

第2 指定緊急避難場所・指定避難所等の選定と確保

1 指定緊急避難場所

町は、災害対策基本法に基づき、災害が発生、又は発生するおそれがある場合、住民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに被災者の安全を確保するための施設又は場所を指定緊急避難場所として指定し、住民への周知徹底を図る。

■地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準（①～④のすべての条件を満たすこと）

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること② 他の法律等により危険区域や更なる災害発生のおそれがない区域に立地していること③ 耐震基準を満たしており、安全な構造であること④ 地震の揺れに対し、危険を及ぼす建築物や工作物等がないこと |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2 指定避難所の指定

町は、災害対策基本法に基づき、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための指定避難所を指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、本町の指定避難所は、前項の指定緊急避難場所と相互に兼ねるものとする。

指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

■指定避難所の指定基準

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">▶ 原則として、自治会又は学区を単位として指定すること▶ 原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること▶ 建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC 板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること▶ 余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること▶ 避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること▶ 発災後、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること▶ 物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること▶ 主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること▶ 環境衛生上、問題のないこと |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

【資料編 3-18 「指定緊急避難場所・指定避難所」 参照】

3 指定避難所における生活環境の確保

- (1) 休日、時間外等の施設管理者不在時において、近隣の自主防災組織等に避難所の開設を委託するなど、速やかに避難所開設を行うための環境整備を進める。
- (2) 「地域貢献型広告に関する協定」に基づく電柱広告を利用するなど、指定避難所の標識の整備を図る。設置済みの標識の維持管理を実施するとともに、必要に応じて多言語による表記とするなど外国人へ配慮した整備に努める。
- (3) 指定避難所の建物については、安全性を確保するとともに換気、照明、被災者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう努める。
- (4) 指定避難所には、食料や仮設トイレ等の備蓄や通信設備・機器、テレビ、ラジオ等の必要な資機材、台帳等を整備する。
- (5) 指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

【資料編 2-11、2-12「地域貢献型広告に関する協定書」参照】

4 福祉避難所の指定

在宅の介護を必要とする寝たきりの高齢者、障がい者などの要配慮者に対する避難収容施設である福祉避難所について指定の促進を図る。

町では、民間社会福祉施設の7施設と協定を締結しており、その協定内容に基づき、事前の体制整備に努める。

【資料編 3-19「福祉避難所」参照】

【資料編 2-29「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書」参照】

5 一時集合場所の把握

一時集合場所（集会所等）は、地域の自主防災組織等が、防災活動を開始するための場所で、地域の住民が地震発生時に一時的に退避するための身近な避難場所としても機能を有する。そのため、町民は自らの一時集合場所を平常時から把握するよう努める。

6 隣接市町の避難所及び避難場所の利用

町域の周辺地域に住む住民が緊急措置として隣接市町への避難が望ましい場合やその逆の場合について、それぞれの住民が円滑に避難できるよう隣接市町との間で指定避難所及び指定緊急避難場所の相互利用などについて、確認しておく。

【資料編2-6～2-8「災害時の避難場所相互利用に関する協定書」参照】

7 避難路の整備

安全な避難活動を実施するためには、指定避難所及び指定緊急避難場所の整備にあわせて避難路の指定、標識の整備、誘導體制の確立等、避難誘導體制の整備を図る。

第8節 応急住宅対策計画

震災による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。このため、用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制整備を推進していく。

進していく。

本節は、第2編 風水害対策計画 第2章 風水害予防計画
「第8節 応急住宅対策計画」を準用する。

第9節 救急救助・医療救護整備計画

震災時には、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対処していかなければならない。

震災時の医療体制を確保するため、平常時より初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制の整備を推進する。

また、自主防災組織等による自主救護活動体制を整備する。

本節は、第2編 風水害対策計画 第2章 風水害予防計画
「第9節 救急救助・医療救護整備計画」を準用する。

第10節 物資及び資機材等の備蓄計画

大規模な地震災害が発生した直後の町民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を行う。なお、本町は県内有数の米の産地であることから、各家庭で米を備蓄しておくよう啓発を図る。

また、食料、生活必需品等の備蓄並びに調達については、乳幼児、高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮した品目を補充していく。

本節は、第2編 風水害対策計画 第2章 風水害予防計画
「第10節 物資及び資機材等の備蓄計画」を準用する。

第11節 災害時の要配慮者安全確保体制整備計画

近年の災害をみると、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害対応力の弱い者、並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人（以下「要配慮者」という。）が地震の発生時において、被害を受けることが多くなっている。

このため、高齢化社会、国際化社会に対応し、要配慮者等の防災対策を積極的に推進していくとともに、情報伝達や避難誘導等を円滑に行うための避難行動要支援者避難支援プランを作成する。

本節は、第2編 風水害対策計画 第2章 風水害予防計画
「第11節 災害時の要配慮者安全確保体制整備計画」を準用する。

第12節 文教対策計画

震災時における、幼児、児童及び生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期する。また、貴重な文化財を災害から保護するため、所有者又は管理者の協力を得て、災害の予防と保護を図る。

本節は、第2編 風水害対策計画 第2章 風水害予防計画
「第12節 文教対策計画」を準用する。

第13節 帰宅困難者対策計画

町は、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、震災時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を関係機関と研究・協議し、実施していく。また、徒歩帰宅者に対する支援策を検討していく。

第1 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者の内、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

第2 帰宅困難者の把握

町外へ通勤・通学している者は、約9,000人いるが、隣接する市町に通勤・通学している者を除くと約3,000人となる。また、埼玉県地震被害想定調査では、約3,000～4,000人が帰宅困難者になると考えられている。

第3 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

1 地域防災力の低下

町民が帰宅できなくなることから、大規模地震の発生直後は、地域の災害対応力が低下する。

2 非居住者の増加

町外から町内への通勤者や一時的に町内を車両等で通過している際に被災した場合も帰宅困難となり、町内において多数の帰宅困難者となることが想定される。

3 都内帰宅困難者

帰宅困難者の大部分は東京都内で帰宅困難となるが、都内全体では390万人が帰宅困難になるものと推計されており、都内での大混乱に巻き込まれる。

4 県内主要駅等での帰宅困難者

埼玉県では、67万人の帰宅困難者が発生すると予想されており、鉄道の運行停止により、県内主要駅では、帰宅できない大量の駅前滞留者が発生し混乱する。

第4 帰宅困難者等への啓発等

1 町民への啓発

「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

- (1) 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
- (2) 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること。
- (3) 災害時伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法についてのPR
- (4) 町内の被害情報等の入手方法（町ホームページ、ツイッター、かわべえメール（登録制）等）

2 企業等への要請

職場や学校あるいは、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応が行えるよう、次の点を要請する。

- (1) 施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、飲料水、食料や情報の入手手段の確保

(2) 災害時の水、食料や情報の提供、仮宿泊場所等の確保

3 徒歩帰宅の心得7カ条

大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。

- ① 連絡手段、事前に家族で話し合い
- ② 携帯も、ラジオも必ず予備電池
- ③ 日頃から、帰宅経路をシミュレーション
- ④ 災害時の味方、帰宅支援ステーション
- ⑤ 職場には、小さなリュックとスニーカー
- ⑥ 帰宅前には、状況確認
- ⑦ 助け合い、励まし合って徒歩帰宅

第5 帰宅者困難者支援

1 徒歩帰宅者支援

県は、徒歩帰宅者に対しての支援として、埼玉県石油業協同組合やフランチャイズチェーン（コンビニエンスストア、外食店舗）、ファミリーレストランなどと協定を締結している。

町は、公共施設を一時休憩所として開設するなど、徒歩帰宅者支援について関係機関との連携・協力できる体制づくりに努める。

2 一時滞在施設の確保

町は、交通障害が復旧するまでの一時滞在施設の確保、毛布や水・食料の提供、交通状況などの情報提供等の支援策を検討し実施する。

また、町内の事業所等に協力を求め、民間施設について一時滞在施設の提供に関する協定の締結に努める。

第14節 遺体の埋・火葬対策計画

災害によって亡くなった方の遺体については、速やかに搬送し、埋・火葬に必要な処置を行う。そのために必要な遺体の埋・火葬体制の整備を図る。

本節は、第2編 風水害対策計画 第2章 風水害予防計画
「第13節 遺体の埋・火葬対策計画」を準用する。

第15節 防疫対策計画

地震災害によって発生する感染症のまん延を防ぐため、被災地における防疫活動を実施する。そのために必要な防疫体制の整備を図る。

本節は、第2編 風水害対策計画 第2章 風水害予防計画
「第14節 防疫対策計画」を準用する。

第16節 調査研究

地震災害は、地震の規模とともに地域の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、町の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施する。

第1 基礎的調査研究

1 防災アセスメントに関する調査研究

町は地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施について、検討する。

防災アセスメントは、地域の災害危険度の把握とともに、自治会、学校区等の地域単位で、実践的な防災対策を行うため、地区別防災カルテを作成する。

地区別防災カルテは、地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した「防災地図」と、地区の防災特性を診断した「カルテ」から構成される。

2 地震被害想定に関する調査研究

震災対策を効果的に実施するためには、町内に大きな被害を及ぼす可能性がある地震を想定し、被害の規模や特徴を地域別に把握することが必要である。

第2 震災対策に関する調査研究

1 地震火災対策に関する調査研究

大規模地震時に予想される同時多発性による地震火災対策を有効に行うため、科学的なデータに基づき、出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機材等に関する調査研究が必要である。

2 避難住民の安全確保に関する調査研究

避難住民を安全に誘導するため、避難所や避難道路の安全性確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究が必要である。

3 効果的な緊急輸送に関する調査研究

地震災害発生時には、応急対策要員や物資等を迅速かつ円滑に輸送することが極めて重要である。そこで、効果的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路の代替手段の確保、防災拠点の連携や広域応援の受け入れ等を視野に入れた交通網整備に関する調査研究が必要である。

4 災害情報の伝達等に関する調査研究

震災時には、地震情報や被災地の被害情報、災害活動情報など、町民が適切な行動を行うために有用な情報の迅速な伝達が求められている。そこで、最も効果的な情報伝達方法（内容・メディア・方法）等に関する調査研究が必要である。

第3章 震災応急対策計画

第1節 配備・動員計画

町内で災害が発生し又は災害が発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ協力を推進するため、法令及び川島町地域防災計画並びに関係機関の防災に関する計画に定めるところにより、必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

この場合において、それぞれの関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策組織の活動に協力する。

第1 配備・動員体制

1 体制の種別及び配備区分

本町における地震災害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び配備区分は、以下のとおりである。

職員は、地震発生直後、状況に応じて埼玉県防災行政無線、川島町震度計、防災気象情報、テレビ、ラジオ、インターネット等から地震情報を収集する。

(1) 災害対策本部を設置しないで、通常の組織をもって警戒に当たる体制

配備区分	配備基準	活動内容
準備体制	原則として震度4の揺れが発生した場合 その他町長が必要と認めた場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制
初動体制	原則として震度5弱の揺れが発生した場合 その他町長が必要と認めた場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制

(2) 災害対策本部を設置して、災害対策活動を推進する体制

配備区分	配備基準	活動内容
緊急体制	原則として震度5強の揺れが発生した場合 「南海トラフ地震注意情報」が発表された場合 その他町長が必要と認めた場合	災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制
非常体制	原則として震度6弱以上の揺れが発生した場合 「南海トラフ地震予知情報」が発表された場合 その他町長が必要と認めた場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制

※：震度5強以上の揺れが発生した場合、別に定める業務継続計画に基づき、必要最低限の業務を除き、通常業務を中断し、災害情報の収集や当面の応急対策などの災害業務を行う。

2 配備体制の決定

総務課長が町長の指示を受けて行う。

なお、町長が不在又は事故ある時は、次の順位による。

- 第1位 副町長
- 第2位 教育長
- 第3位 総務課長

3 職員の動員体制

地震発生時における職員の動員は、次のとおりとする。

(1) 勤務時間内

勤務時間内における職員の動員は、総括班が配備体制を庁内放送等で周知し、あらかじめ定められた動員基準により各部長、副部長が行う。

(2) 勤務時間外

勤務時間外における職員の動員は、原則として自主参集とする。

① 町の震度が震度4～5強の場合

地震発生時の配備基準に基づき、該当職員は所属勤務場所に自主参集する。

② 町の震度が震度6弱以上の場合

全職員が指定された場所に自主参集する。

(3) 出動職員の把握

班長は、班内の職員の出動状況を取りまとめ、職員班に報告する。

(4) 職員の配備

職員の配備にあたっては、災害の長期化した場合に備え、交代要員及び交代時期をあらかじめ定めておく。

(5) 災害救助法が適用された場合の体制

町は、災害救助法が適用された場合、知事の指揮を受け、災害救助法に基づく救助事務を補助する。この場合における町の救助体制については、県の指導に基づきあらかじめ救助体制を定めておく。

4 職員の非常時の心得

(1) 職員はあらかじめ定められた配備体制、動員基準、参集場所及び分掌事務を十分に習熟しておくこと。

(2) 非常の際、夜間・休日等であっても、災害の発生を知った場合又は災害の発生のおそれがあると自ら判断した場合は、直ちに参集して上司の指示を受けること。

(3) 各部の部長、副部長及び班長は、常に職員動員名簿を整理し、動員の指示があったときは、いつでも動員に応じられるよう体制を整えておくこと。

(4) 災害のため、緊急に参集する際の服装は、活動に適したものとし、食料その他活動に必要な物を携行すること。

(5) 参集途上において、可能な限り周囲の被害状況及び災害情報の把握に努め、参集途上状況報告書により所属の班長に報告すること。

(6) 自らの言動によって町民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意を払い、自発的かつ速やかな行動を心掛けること。

5 行政機能の確保状況の把握及び県への報告

町は、大規模災害の被災による自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、次の事項について把握し、県へ報告する。

(1) トップマネジメントの機能(町長の安否状況、災害対策本部会議の開催状況等)

(2) 人的体制(マンパワー)の状況(職員の参集状況、応援派遣要請の有無等)

(3) 物的環境(庁舎施設等)の状況(庁舎の損壊の有無、情報通信施設の状況等)

第2 災害対策本部の設置及び閉鎖

町長は、町内で地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、本計画及び川島町災害対策本部条例に基づき、川島町災害対策本部を設置する。

【資料編 1-2 「川島町災害対策本部条例」 参照】

1 設置基準

- (1) 本町の震度が震度5強以上の地震が発生した場合
- (2) 相当規模の地震災害が発生した場合
- (3) 南海トラフ地震等の地震の警戒宣言が発令された旨の通報を受けた場合
- (4) その他町長が必要と認めた場合

2 設置場所

本部は、本庁舎内に置き、正面玄関に「川島町災害対策本部」の表示をする。
なお、本庁舎が使用できない場合は、コミュニティセンター又は保健センターを使用する。

3 実施責任者

災害対策本部長は町長とし、町長が不在又は事故ある時は、次の順位による。

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	教育長	総務課長

4 閉鎖基準

災害対策本部長は、災害の拡大するおそれが解消し又は応急対策若しくは応急復旧対策がおおむね完了したときは、本部を閉鎖する。

5 本部設置及び閉鎖の通知

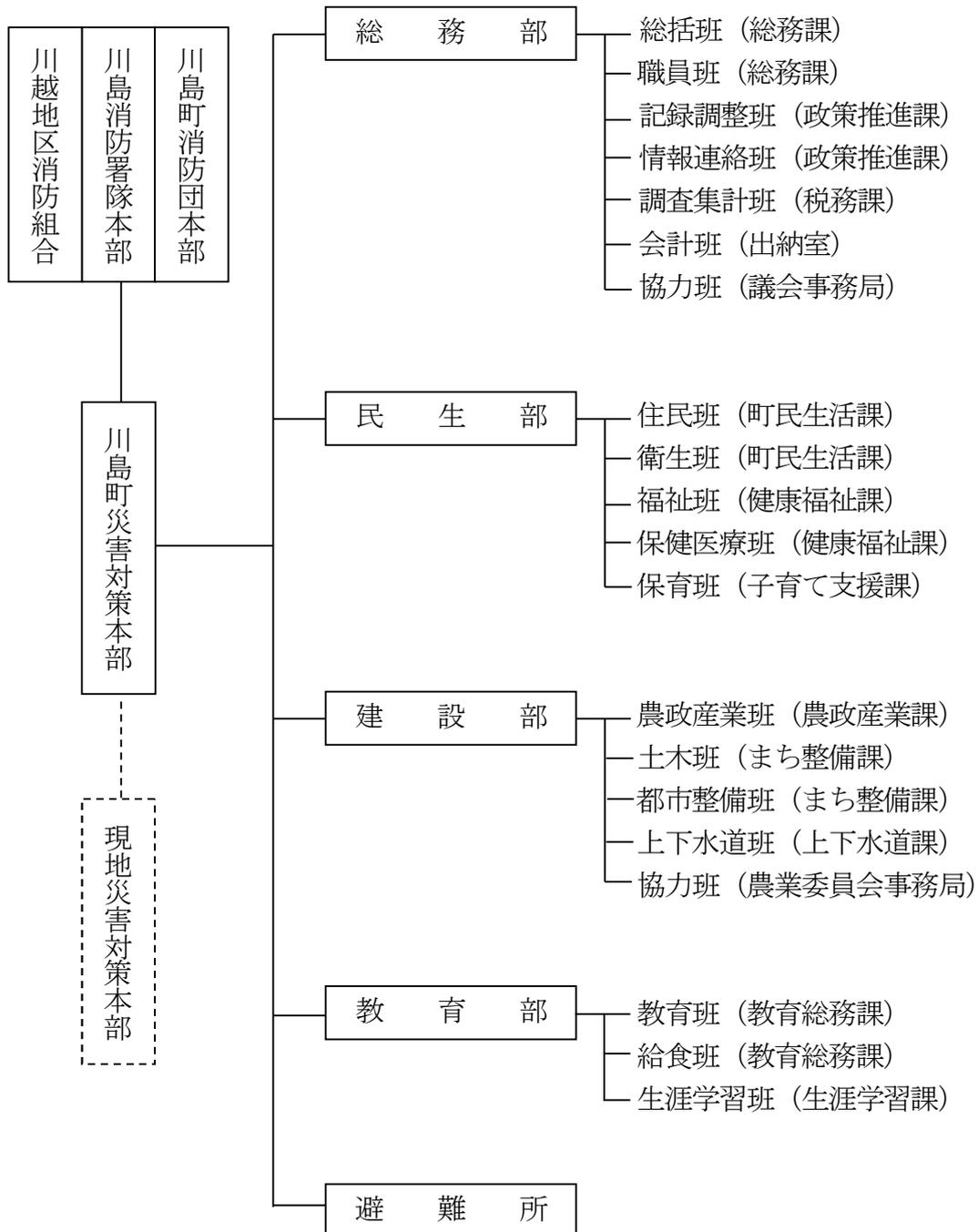
災害対策本部を設置又は閉鎖したときは、電話等により次の機関等に通知する。

- (1) 埼玉県知事
- (2) 防災会議委員
- (3) その他必要と定める機関の長

第3 災害対策本部の機構・組織

1 災害対策本部の機構

災害対策本部の機構は、次のとおりとする。



2 災害対策本部の組織

(1) 本部会議

本部長は、町の災害対策の総合的な基本方針を決定するため、必要に応じて本部会議を開催する。

■災害対策本部の構成等

職 名	担 当 者 名	分 掌 事 務
災害対策本部長	町長	本部の事務を総括し、職員の指揮監督をする。
災害対策副本部長	副町長 教育長	本部長を助け、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。
災害対策本部員	政策推進課長 総務課長 税務課長 町民生活課長 ゼロ・ウェスト室長 健康福祉課長 子育て支援課長 農政産業課長 まち整備課長 まちづくり推進室長 上下水道課長 会計管理者 教育総務課長 生涯学習課長 議会事務局長 川島消防署長 消(水)防団長	本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、各部の指揮をとり、また、必要に応じ現地におもむき指揮監督を行う。
本部付	総務課主幹 総務課主査	各部との連絡並びに各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を収集する等の事務に従事する。

■所掌事務

- 本部の非常配備体制に関すること
- 避難の勧告又は指示に関すること
- 国、県、他市町村及び公共機関等に対する応援要請に関すること
- 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること
- 災害救助法の適用申請に関すること
- 埼玉県災害対策本部との連絡調整に関すること
- 災害対策に要する経費の処理方法に関すること
- その他重要な災害対策に関すること
- 被害状況の調査に協力すること
- ボランティア団体の受付

■災害対策本部に用意すべき備品等

・職員名簿 ・有線電話及びファックス ・防災行政無線、消防無線 ・衛星携帯電話

- ・パソコン、LANケーブル ・掲示板（ホワイトボード） ・防災関係機関一覧表
- ・テレビ、ラジオ ・筆記用具等事務用品 ・懐中電灯 ・住宅地図、白図

(2) 災害対策本部の各部・班の組織及び分掌事務

災害対策本部の各部・班の組織及び分掌事務は、次表に示すとおりである。ただし、本部長及び各部長は、部・班を弾力的に運用できる。

- ① 本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本部の任務分担にかかわらず部・班を重点的に配置換えすることができる。
- ② 本部長は、災害の規模及び被害を予測し、随時各部を出動させることができる。
- ③ 各部長は、災害規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表任務分担にかかわらず、部内班を配置換えすることができる。
- ④ 本部長は、必要があると認めるときは、本表の部、班の他に部・班を設置することができる。
- ⑤ 本部長は、必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置することができる。

■各部・班の組織

部	職務名	担当者	班	班長担当者
総務部	部長	総務課長	総括班	総務課主幹
	副部長	政策推進課長	職員班	総務課主幹
	副部長	税務課長	記録調整班	政策推進課主幹
	副部長	会計管理者	情報連絡班	政策推進課主幹
	副部長	議会事務局長	調査集計班	税務課主幹
			会計班	出納室主査
			協力班	議会事務局員
民生部	部長	町民生活課長	住民班	町民生活課主幹
	副部長	ゼロ・ウェイスト室長	衛生班	町民生活課主幹
	副部長	健康福祉課長	福祉班	健康福祉課主幹
		子育て支援課長	保健医療班	健康福祉課主幹
			保育班	子育て支援課主幹
建設部	部長	まち整備課長	農政産業班	農政産業課主幹
	副部長	まちづくり推進室長	土木班	まち整備課主幹
	副部長	農政産業課長	都市整備班	まち整備課主幹
	副部長	上下水道課長	上下水道班	上下水道課主幹
			協力班	農業委員会事務局次長
教育部	部長	教育総務課長	教育班	教育総務課主幹
	副部長	生涯学習課長	給食班	学校給食センター所長
			生涯学習班	生涯学習課主幹

※ 班長担当者について、主幹を欠く場合は主査とする。

■各部・班の分掌事務

部名	班名	分掌事務
総務部	総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の開設、閉鎖に関する事 2. 本部会議に関する事 3. 本部の庶務に関する事 4. 配備体制に関する事 5. 災害状況及び応急対策の総括に関する事 6. 地震情報及び気象情報の収集伝達に関する事 7. 消防、警察その他防災関係機関との連絡調整に関する事 8. 県、市町村及び防災関係機関への協力及び応援要請に関する事 9. 自衛隊の災害派遣に関する事 10. 防災行政無線に関する事 11. 避難勧告、指示等に関する事 12. 県災害対策本部への報告に関する事 13. 災害救助法の適用に関する事 14. 警戒区域の設定に関する事 15. 水防に関する事 16. 全般的指揮、命令に関する事 17. その他、他の部に属さない事 <p>※ 総括班は、情報連絡班を兼務する</p>
	職員班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の招集に関する事 2. 派遣職員及び被派遣職員の扱いに関する事 3. 職員の安否確認及び被災状況の把握に関する事 4. 職員の公務災害に関する事 5. 職員の健康管理に関する事 6. 職員の給与等に関する事 7. その他職員に関する事
	記録調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長・副本部長の秘書、渉外に関する事 2. 陳情、見舞等の応接に関する事 3. 災害情報等の町民に対する広報に関する事 4. 報道機関に対する発表に関する事 5. 報道機関との連絡及び相互協力に関する事 6. 被災者に対する広聴活動に関する事 7. 帰宅困難者への啓発・情報提供に関する事 8. 災害の記録に関する事 9. その他記録、調整に関する事
	情報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部指令の各部・各班への伝達に関する事 2. 現地本部との連絡に関する事 3. 各部・各班との連絡調整に関する事 4. 災害情報の収集及び整理に関する事 5. 庁舎及び町有財産の被害状況の調査、記録、報告に関する事 6. 庁舎及び町有財産の応急対策及び復旧に関する事 7. ライフライン被害情報の収集及び応急対策に関する事 8. 車両の配車、管理に関する事 9. 災害予算の編成及び資金の調達に関する事 10. 電子計算機の被害調査及び復旧に関する事 11. 庁内LAN及びL GWANの被害調査及び復旧に関する事 12. その他情報連絡に関する事
	調査集計班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家屋等の被害調査、とりまとめに関する事 2. 罹災証明の発行事務に関する事 3. 税の徴収猶予、減免等に関する事 4. その他税務に関する事
	会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害経費の出納に関する事 2. その他会計に関する事
協力班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 議会に関する事 2. 総務部内の応援に関する事 	

部名	班名	分掌事務
民生部	住民班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人的被害の調査、記録に関する事 2. 安否情報の収集、提供に関する事 3. 行方不明者の捜索に関する事 4. 遺体の処理、埋火葬の手続きに関する事 5. 各種証明書（罹災証明書除く）の発行に関する事 6. 各種相談に関する事 7. 福祉班の応援に関する事 8. その他住民に関する事
	衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防疫活動（消毒、清掃、そ族昆虫駆除等）に関する事 2. 動物愛護に関する事 3. 仮設トイレの設置に関する事 4. 被災地域のし尿に関する事 5. 被災地域のゴミ収集、運搬及び処分に関する事 6. 収集手数料の減免に関する事 7. 環境センターの被害状況の調査、記録、報告に関する事 8. 環境センターの応急対策及び復旧に関する事 9. 災害廃棄物の処理に関する事 10. 災害廃棄物一時収集場所の確保に関する事 11. その他衛生に関する事
	福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の運営に関する事 2. 避難住民収容状況の確認、報告に関する事 3. 避難行動要支援者の安否確認及び支援に関する事 4. 社会福祉施設等の被害状況の調査及び報告に関する事 5. 社会福祉施設等の応急対策に関する事 6. 日赤及び社会福祉協議会等との連絡調整に関する事 7. 福祉避難所の開設及び運営に関する事 8. 災害ボランティアに関する事 9. 救援物資及び義援金の受領、管理、配分に関する事 10. 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金等の支給に関する事 11. 被災者生活再建支援金の受付に関する事 12. 応急仮設住宅への入居に関する事 13. その他福祉に関する事
	保健医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療救護所の設置に関する事 2. 病院、診療所等の被害状況の調査及び報告に関する事 3. 医師会、医療機関との連絡調整及び応援要請に関する事 4. 保健所との連絡調整に関する事 5. 医薬品等の調達に関する事 6. 防疫及び保健衛生に関する事 7. 保健センターの応急対策に関する事 8. その他保健医療に関する事
	保育班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育園児の安全確保に関する事 2. 保育園施設の被害状況の調査、記録、報告に関する事 3. 応急保育に関する事 4. 福祉班の応援に関する事 5. その他保育に関する事
建設部	農政産業班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林関係被害の調査、記録、報告に関する事 2. 農業関係団体との連絡調整に関する事 3. 農業災害融資に関する事 4. 商工業関係被害の調査、記録、報告に関する事 5. 商工業関係団体との連絡調整に関する事 6. 商工業災害融資に関する事 7. 食料及び生活必需品の調達、輸送に関する事 8. 土地改良区との連絡調整に関する事 9. その他農政産業に関する事

第3編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
第1節 配備・動員計画

部名	班名	分掌事務
建設部	土木班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、橋りょう、河川等の被害状況の調査、記録、報告に関する事 2. 道路、橋りょう、河川等の応急対策及び復旧に関する事 3. 道路、橋りょう等の交通規制に関する事 4. 災害復旧労力の確保に関する事 5. 災害復旧用資材の確保に関する事 6. 障害物等の除去に関する事 7. 土木建設業者との連絡調整及び協力要請に関する事 8. その他土木に関する事
	都市整備班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公園施設の被害状況の調査、記録、報告に関する事 2. 公園施設の提供及び保全に関する事 3. 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する事 4. 応急仮設住宅用地の確保に関する事 5. 応急仮設住宅の建設及び管理に関する事 6. 被災者の住宅相談に関する事 7. 被災住宅の応急修理に関する事 8. その他都市整備に関する事
	上下水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者への応急給水に関する事 2. 災害時の水源確保に関する事 3. 応急給水の広報に関する事 4. 上下水道施設の被害状況の調査、記録、報告に関する事 5. 上下水道施設の復旧に関する事 6. 下水道の排水保持に関する事 7. 八幡雨水排水機場に関する事 8. その他上下水道に関する事
	協力班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設部内の応援に関する事
教育部	教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童・生徒の安全確保に関する事 2. 児童・生徒及び教職員の被災状況の把握及び報告に関する事 3. 学校教育関係の情報収集及び報告に関する事 4. 学校教育施設の被害状況の調査、記録、報告に関する事 5. 学校教育施設の応急対策及び復旧に関する事 6. 避難所としての学校施設の開放に関する事 7. 応急教育に関する事 8. 教材、学用品の確保及び支給に関する事 9. 県教育委員会等関係機関との連絡調整に関する事 10. その他学校教育に関する事
	給食班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害現場及び被災者への炊出しに関する事 2. 学校給食センターの被害状況の調査及び応急復旧に関する事 3. 農政産業班（食料及び物資調達）との連絡調整に関する事 4. 教育部内の応援に関する事
	生涯学習班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文化財の被害調査及び保護に関する事 2. 社会教育施設の被害状況の調査、記録、報告に関する事 3. 社会教育施設の応急対策及び復旧に関する事 4. 避難所としての社会教育施設の開放に関する事 5. 外国人に対する情報提供及び相談に関する事 6. 関係諸団体との連絡調整に関する事 7. その他生涯学習に関する事

(3) 川越地区消防組合の所掌する事務分担

① 警防本部

本部長	副本部長	本部班長	構成課	分 掌 事 務
局長	次長	警防本部 統括班長 (警防課長)	警防課	1. 警防本部各班を統括する
		警防班長 (副課長)	警防課	1. 警防本部の設置に関する事 2. 警防本部の総合調整に関する事 3. 警防対策に関する事 4. 消防活動用資機材の確保に関する事 5. 応援協定等に基づく消防部隊の応援要請に関する事 6. 応援消防部隊の運用等に関する事 7. 避難勧告の決定に関する事 8. 警防行動の記録に関する事
		救急班長 (救急課長)	救急課	1. 救急対策に関する事 2. 医療機関との連絡調整に関する事 3. 救急活動用資機材の確保に関する事 4. 応急救護所の運用に関する事 5. 負傷者等の収容状況の把握に関する事
		総務班長 (総務課長)	総務課	1. 理事者、議会、国、県等との連絡調整に関する事 2. 災害対策本部との連絡調整に関する事 3. 燃料、食料その他の必要物資の確保及び配分に関する事 4. 庁舎等施設の保全に関する事 5. 職員の動員及び参集状況の把握に関する事 6. 消防団の事務に関する事
		予防班長 (予防課長)	予防課	1. 災害情報の収集及び集計に関する事 2. 災害現場、報道機関等に対する広報に関する事 3. 避難誘導に関する事 4. 災害の予防措置に関する事 5. 災害状況の調査及び分析に関する事 6. 危険物施設等の災害予防措置に関する事
		指揮統制班長 (指揮統制課長)	指揮統制課	1. 警防本部からの命令の伝達に関する事 2. 消防部隊の指揮統括に関する事 3. 災害情報の収集、記録及び連絡に関する事 4. 関係機関への連絡に関する事 5. 通信機能の掌握及び通信体制の確立に関する事 6. 消防通信の統制及び運用に関する事 7. 気象情報の収集及び伝達に関する事 8. 災害現場等との通信及び記録に関する事 9. 原因調査に関する事

② 署隊本部

本部長	副本部長	署隊班長	構成課	分 掌 事 務
署隊長 (署長)	副署隊長 (副署長)	署統括班長 (消防課長)	消防課	1. 署隊本部の総合調整に関する事 2. 署隊本部からの命令の伝達に関する事 3. 災害情報の収集、整理及び連絡に関する事 4. 消防活動状況の把握に関する事 5. 職員の動員及び参集状況の把握に関する事 6. 活動用資機材の確保に関する事 7. 燃料、食料その他の必要物資の確保及び配分に関する事 8. 庁舎等施設の保全に関する事
		消防班長 (大隊長)	警備課 及び分署	1. 消防部隊の運用及び指揮統制に関する事 2. 消防活動の実施に関する事 3. 災害の情報収集及び状況調査に関する事 4. 庁舎等施設の保全に関する事 5. 応急救護所の開設及び運用に関する事

③ 消防団本部

部	副本部長	本部班長	分 掌 事 務
消(水)防団本部 (消(水)防団長)	副団長	各消(水)防 分団長	1. 火災防ぎょ活動、水防活動、救急活動及び救助活動に関する事 2. 災害の情報収集、状況調査に関する事

3 体制の種別及び配備区分に基づく動員基準

(1) 災害応急対策を実施するため、次表により動員を行う。

組織の部局	課名等	準備体制	初動体制	緊急体制	非常体制
総務部	政策推進課		3	5	全員
	総務課	3	5	6	〃
	税務課		2	5	〃
	出納室			1	〃
	議会事務局			1	〃
民生部	町民生活課		2	6	〃
	健康福祉課	1	2	6	〃
	子育て支援課		2	6	〃
建設部	農政産業課	1	2	3	〃
	まち整備課	3	5	7	〃
	上下水道課	1	3	5	〃
	農業委員会事務局			1	〃
教育部	教育総務課		2	6	〃
	学校給食センター			2	〃
	生涯学習課		2	4	〃
合計		9	30	64	全員

※上記を基準に各部長及び副部長（課長職）は、必要に応じ職員を動員し対応する。

※川越地区消防組合の配備区分及び動員基準については、別に定めた非常配備体制実施要領に基づく。

第2節 応急活動計画

震災時における応急活動は次のとおりとする。

第1 職員の初動活動

1 地震発生直後の緊急措置

地震直後の緊急措置として、次の措置を講ずる。

(1) 勤務時間内

① 本庁舎及び各施設の被害状況の把握と初期消火

庁舎及び各施設の被害状況を把握し、管理者へ速やかに報告する。また、火災が発生した場合には、速やかに初期消火に努める。

② 来庁者の安全確保と避難誘導

本庁舎及び各施設への町民等来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損等により避難が必要と判断される場合には、安全な場所へ避難誘導する。

③ 本庁舎及び各施設の被害発生に伴う緊急防護措置

被害の程度に応じて、施設の内部及び周辺において危険箇所の立入り規制等の緊急防護措置を実施する。

④ 非常用自家発電施設の機能確保

本庁舎及び各施設管理者は、非常用自家発電施設の被害状況を把握し、機能を確保する。

(2) 勤務時間外

日直職員が地震発生直後に実施する緊急措置は、次のとおりである。

なお、職員が不在の夜間については、前節第1 配備動員体制に基づき参集し、必要な措置を講じる。

① 本庁舎及び各施設の被害状況を把握する。

② 被害の状況に応じて、本庁舎及び各施設の緊急防護措置を講じる。

③ 本庁舎及び各施設の安全確保（初期消火等）をする。

④ 非常用自家発電施設の点検、機能確保は施設管理者が登庁した段階で速やかに実施する。

⑤ 日直職員は、消防署等の関係機関からの通報その他により、災害の発生又は発生するおそれがあることを知り、緊急に応急対策を実施する必要があると認めたときは、直ちに関係課長に連絡する。

2 避難所の開設

避難所担当職員、又は委託契約をした避難所開設員は、避難所の開設、救護、避難所近隣の災害状況の把握及び災害対策本部への報告並びに町民への情報伝達を実施する。

3 初動期災害情報の収集

地震発生直後、各配置場所へ参集する職員は、参集途上において可能な限り、被害状況その他災害情報の把握に努め、情報連絡班へ報告する。

さらに、警察署及びその他防災関係機関と緊密な連携を図りながら、建築物被害、人的被害、火災発生状況など、初動対応に必要な情報、自衛隊災害派遣要請や広域応援要請の判断に必要な情報を収集する。

4 応援の要請

町長は、初動期の災害情報から必要と認めた場合は、速やかに埼玉県に応援を要請するとともに、相互応援協定を締結している市町村に応援を要請する。

5 自衛隊災害派遣の要請

町長は、初動期の災害情報から、自衛隊の災害派遣が必要であると判断した場合、速やかに知事へ自衛隊の派遣を要請する。また、知事に要請することができない場合は、その旨と災害の状況を自衛隊に通知する。

第2 応急対策の流れ

震災時における町の応急対策活動は、組織の確立、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火などの発災後直ちに必要となる対策と、避難収容、給水、給食などの被害状況に応じて、発災後ある程度の時間を経て必要となる対策に大きく分けられる。

しかし、それぞれの応急対策は同時並行的に、また時間の経過と共に刻々と変化するものであり、時系列的に整理することにより活動の流れを明確にする必要がある。

このため、町が実施すべき主な応急対策活動の時間的な流れは次のとおりとする。

1 地震発生から24時間

発災から数時間は、職員の動員、地震情報及びおよその被害状況等の情報収集活動と消火活動、救助活動、避難活動等の被害の軽減措置が中心となる。

その後、災害対策本部の設置により、災害対策の方針が決定され組織的なより詳細な情報収集活動が行われ、避難所の開設、給水活動等の一部の応急活動が展開される。

2 地震発生から2～3日目位

避難所を中心とした給水、食料、物資の供給等の避難者への対応と各施設の応急復旧対策の実施等、本格的に応急活動が展開される時期である。

3 地震発生から4日～1週間位

引き続き、応急活動が展開され、交代要員の確保等、継続的に活動を行うための対策が必要となる。

さらに、町民からの各種相談、要望等がよせられ、町民への支援活動がより必要となる時期である。

4 時系列からみた応急対策の流れ

時間 主な応急対策事項	地震発生～ 24時間位まで	地震発生2日目位～ 3日目位まで	地震発生4日目位～ 1週間位まで
被害情報の収集伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集職員による被害情報の収集伝達 ・ 消防署、消防団等からの被害情報の収集伝達 ・ その他からの被害情報の収集伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物等の被害情報の収集伝達 ・ ライフライン被害情報の収集伝達 ・ 交通、公共施設等の被害情報の収集伝達 ・ 被災者の生活情報の収集伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の生活情報の収集伝達
町民への広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況（特に火災発生）に関する情報 ・ 避難勧告及び安全な避難場所、指定避難所に関する情報 ・ パニック防止に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種被害状況に関する情報 ・ 指定避難所に関する情報 ・ 救援救護に関する情報 ・ 行政の対応に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン等の復旧状況に関する情報 ・ 避難場所、指定避難所に関する情報 ・ 救援救護に関する情報 ・ 各種相談窓口開設に関する情報
避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設、運営 ・ 避難人員及び避難状況の把握 ・ 特設公衆電話の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所の運営 ・ 指定避難所への飲料水、食料、生活必需品等の供給 ・ 仮設トイレの設置及び衛生管理 ・ 特設公衆電話の増設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難人員、生活状況の実態把握
広域支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊の派遣要請と受入 ・ 災害救助法適用の要請 ・ 県、他市町村への支援要請 ・ ボランティア受入体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域支援の受入 ・ 支援物資の受入 ・ ボランティアの受入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域支援の受入 ・ 支援物資の受入 ・ ボランティアの受入
人命救出・医療活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生き埋め者等の救出活動 ・ 傷病者の災害医療活動 ・ 医療救護所の開設、運営 ・ 後方医療機関への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生き埋め者等の救出活動 ・ 傷病者の災害医療活動 ・ 医療救護所の運営 ・ 後方医療機関への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者の災害医療活動 ・ 健康相談
救援・救護活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水、食料の確保及び供給 ・ 生活必需品の確保及び供給 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水、食料の供給 ・ 生活必需品の供給 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道復旧による生活用水の供給 ・ 支援物資の配給
交通対策・緊急輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通対策 ・ 緊急輸送路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通対策 ・ 緊急輸送路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通対策 ・ 緊急輸送路の確保
消火活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の初期消火 ・ 火災の延焼状況の予測 ・ 危険物等の火災防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の延焼拡大の防止 ・ 危険物等の火災防止対策 	
要配慮者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否の確認、緊急介護 ・ 指定避難所でのケア 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否の確認、緊急介護 ・ 指定避難所でのケア ・ 福祉避難所の開設 ・ 要配慮者の施設への受入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所でのケア ・ 福祉避難所の開設
遺体捜索・埋火葬		<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の捜索、搬送 ・ 火葬場等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の埋・火葬
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインの復旧
廃棄物対策			<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ・し尿処理 ・ 災害廃棄物処理
生活再建		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の応急危険度判定の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の開設 ・ 罹災証明書等発行の準備 ・ 応急仮設住宅建設の準備 ・ 被災建物応急修理の準備 ・ 学校再開の準備 ・ 建築物の応急危険度判定の実施

第3 災害応急対策責任者の事前措置及び応急措置

1 町長の事前措置及び応急措置

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、次の措置をとる。

(1) 出動命令

- ① 消防組合、消（水）防団等に対して出動準備を要請し、出動を指示又は求めること。
- ② 警察官及び指定地方行政機関の長、災害応急対策に責任を有する県の出先機関、その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めること。（災対法第58条）

(2) 事前措置等

災害が発生した場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。（災対法第59条）

(3) 避難の指示

避難については、後段の避難計画による。

(4) その他応急措置等

- ① 町長の応急措置に関する責任（災対法第62条第1項）
- ② 警戒区域の設定等（災対法第63条第1項）
- ③ 工作物等の使用、収用等（災対法第64条第1項）
- ④ 工作物の除去、保管等（災対法第64条第2項、施行令第25条～第27条）
- ⑤ 従事命令（災対法第65条第1項、第63条第2項）
- ⑥ 災対法第63条第2項に定める、町長の委任を受けて町長の職権を行う町の職員については、あらかじめ定めておき、関係機関に連絡する。
- ⑦ 町長は、③により町長による工作物の使用、収用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常すべき損失を補償する。（災対法第82条第1項）
- ⑧ 町は、町長又は警察官が、業務従事命令及び警戒区域の設定のため、町の区域内の町民又は応急措置を実施すべき現場にある者を、応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、その者、又はその者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償をする。（災対法第84条第1項、施行令第36条第1項）

2 警察署等の応急措置

- (1) 警戒区域の設定（災対法第63条第2項、警職法第4条第1項）
- (2) 応急措置の実施に支障となる工作物等の除去等（災対法第64条第7項、第65条第2項、警職法第4条第1項）
- (3) 従事命令（災対法第65条第2項、警職法第4条第1項）

3 指定行政機関及び指定地方行政機関の長の応急措置

- (1) 指定行政機関及び指定地方行政機関の長は災害が発生し又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、県及び町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な施策を講ずる。（災対法第77条第1項）

- (2) 前項の場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事、町長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示する。(災対法第77条第2項)

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の応急措置

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、知事等及び町長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な措置を講ずること。(災対法第80条第1項)
- (2) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長、又は知事若しくは町長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求める。(災対法第80条第2項)

第3節 相互応援協力計画

町長は、災害の規模及び初期活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、県、他の地方公共団体及び防災関係機関に職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。

法律、協定に基づく応援協力の要請系統は、次のとおりである。

本節は、第2編 風水害対策計画 第3章 風水害応急対策計画
「第3節 相互応援協力計画」を準用する。

第4節 ボランティアとの連携

大規模な地震災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。ボランティアの善意が効果的に活かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティアグループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受け入れる。

本節は、第2編 風水害対策計画 第3章 風水害応急対策計画
「第4節 ボランティアとの連携」を準用する。

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

災害に際して人命又は財産の保護を図るため、必要があると認める場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

本節は、第2編 風水害対策計画 第3章 風水害応急対策計画
「第5節 自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第6節 災害救助法の適用

町内に災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合は、同法の規定に基づく救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第6節 災害救助法の適用」を準用する。

1 実施責任者

地震情報等の伝達及び町民への広報実施責任者は、総務部長（総務課長）とする。代理者は総務部副部長（政策推進課長）とする。

2 町民への広報

町民への広報は、迅速・確実を期して、以下の方法のうち適当な手段を選択して実施する。（重要な情報については、複数の伝達手段・システムを使用して伝達の確実を期する。）

■町民への広報手段

- | | |
|---------------------|----------------|
| ▶ 防災行政無線（固定系・戸別受信機） | ▶ ツイッター |
| ▶ サイレン | ▶ LINE |
| ▶ 広報車（消防車両を含む） | ▶ データ放送 |
| ▶ 有線電話（区長、防災関係組織） | ▶ 報道機関 |
| ▶ 伝令 | ▶ 航空機 |
| ▶ 町ホームページ | ▶ その他使用可能な広報媒体 |
| ▶ かわべえメール（登録制） | |

第2 情報通信手段

1 災害通信の運用方針

震災時の通信は有線通信を原則とするが、有線通信の途絶も考慮し、無線通信などの各種通信手段を使用して迅速かつ確実に実施するものとし、それぞれの通信手段の特性を生かして、有効的かつ総合的に実施する。

2 災害対策本部と各部・班との通信手段

通信手段については、防災行政無線（移動系）を使用する。

また、避難所との通信手段は、防災行政無線（移動系）もしくは有線を使用する。

3 埼玉県との通信手段

町と県との通信手段は、県防災行政無線、衛星通信ネットワークシステムを使用し、県災害対策本部及び埼玉県の地域機関と情報連絡を実施する。

4 防災関係機関との通信手段

町と防災関係機関との通信手段は、有線、県防災行政無線等を使用して迅速かつ円滑に、また混乱のないように通信連絡を実施する。

5 通信施設の復旧対策

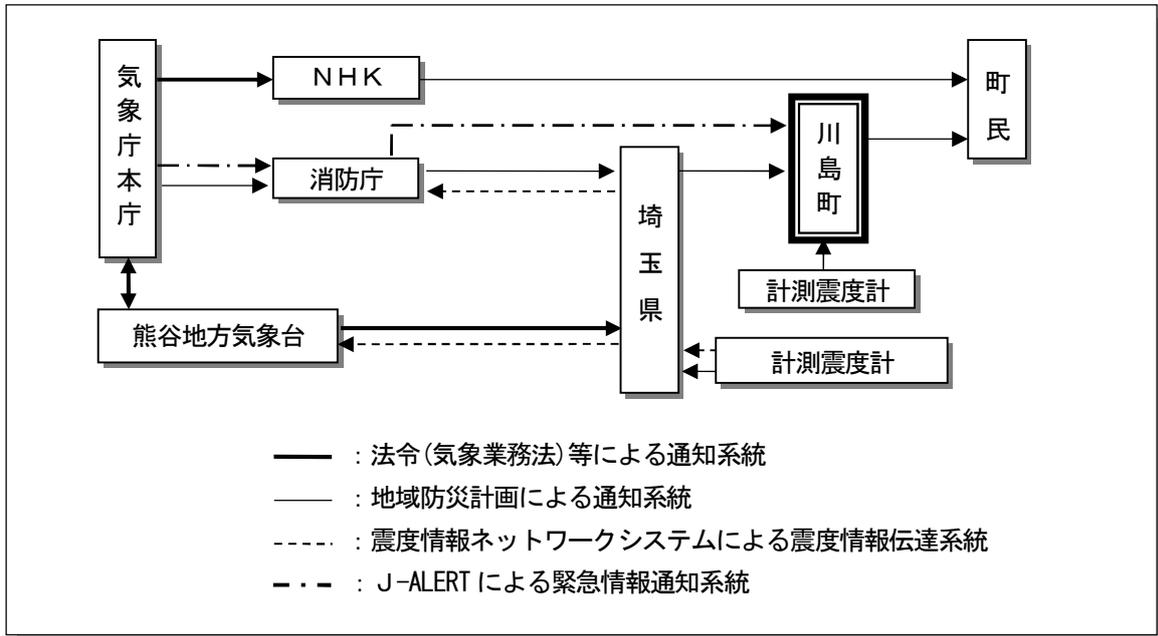
災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分については復旧対策を実施し、通信を確保する。

第3 地震情報の収集伝達体制

1 地震情報の収集伝達系統

地震に関する情報の主な収集・伝達系統は以下のとおりである。

■地震情報の収集伝達系統



(1) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報伝達

県は、熊谷地方気象台、県内に設置された計測震度計から地震情報を収集する。

県内で震度4以上の地震を観測した場合、防災無線の一斉FAXにより、県内の震度分布図及び震度一覧表を各市町村及び各消防本部に送信する。これにより、町は周辺地域の地震状況を把握する。

町は、地震情報を収集した場合、町防災行政無線（固定系）や広報車等により直ちに町民等に伝達するとともに、必要な措置を講じる。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を日本放送協会（NHK）による伝達をはじめ、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）等を通じて伝達する。町は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由で伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線により住民等へ伝達する。

2 地震情報の種類とその内容

気象庁が発表する地震情報の種類とその内容は、次のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。 埼玉県の地域名は、「北部」「南部」「秩父地方」の3区分で表し、本町は「南部」に属する。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報、または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配はない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報、または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を凶情報として発表。

第4 初動期の情報収集

地震発生直後の初動期の災害情報は、早期の応急対策の実施、自衛隊災害派遣要請及び広域応援派遣要請等を判断するための情報として、特に重要であることから、防災関係機関との緊密な連携を図り、次の方法により被害状況等を迅速かつ的確に収集する。

1 職員による情報収集

職員が自主参集する途上で周辺の被害状況を把握するとともに、各避難所等から有線電話、防災行政無線（移動系）等により、初動期の災害情報を収集する。

2 自主防災組織等からの情報収集

自主防災組織、自治会及び企業の自衛消防隊等から、各地域における災害情報を収集する。

3 ヘリコプターによる情報収集

本田航空株式会社との「災害時における航空機の優先利用に関する協定」に基づき、ヘリコプターから被害状況等の状況把握を行う。

【資料編 2-17 「災害時における航空機の優先利用に関する協定」参照】

4 無人航空機(ドローン)による状況把握

町が保有している無人航空機(ドローン)や「無人航空機の活用に関する包括連携協定」を締結している町内測量会社3社と、災害時の被害状況把握の整備を図る。

【資料編 2- 「無人航空機の活用に関する包括連携協定」参照】

5 防災協定締結業者等からの情報収集

防災協定締結業者及び防災関係機関等から、町内各地域における災害情報を収集する。

【資料編 2-18 「災害時における川島町と川島郵便局及び

川島三保谷郵便局の協力に関する覚書」参照】

【資料編 2-23 「地震災害・風水害等に関する協定」参照】

【資料編 2-24 「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定」参照】

【資料編 2-25 「災害時等における情報提供、電力復旧等に関する協定」参照】

6 その他の情報収集

地震発生時の被害状況を早期に把握するため、アマチュア無線、タクシー無線及びその他無線局設置者に協力を求めて災害情報を収集するとともに、インターネット等の多様な通信手段を活用して、町内の情報を収集する。

第5 被害情報の収集・伝達

1 町の責務

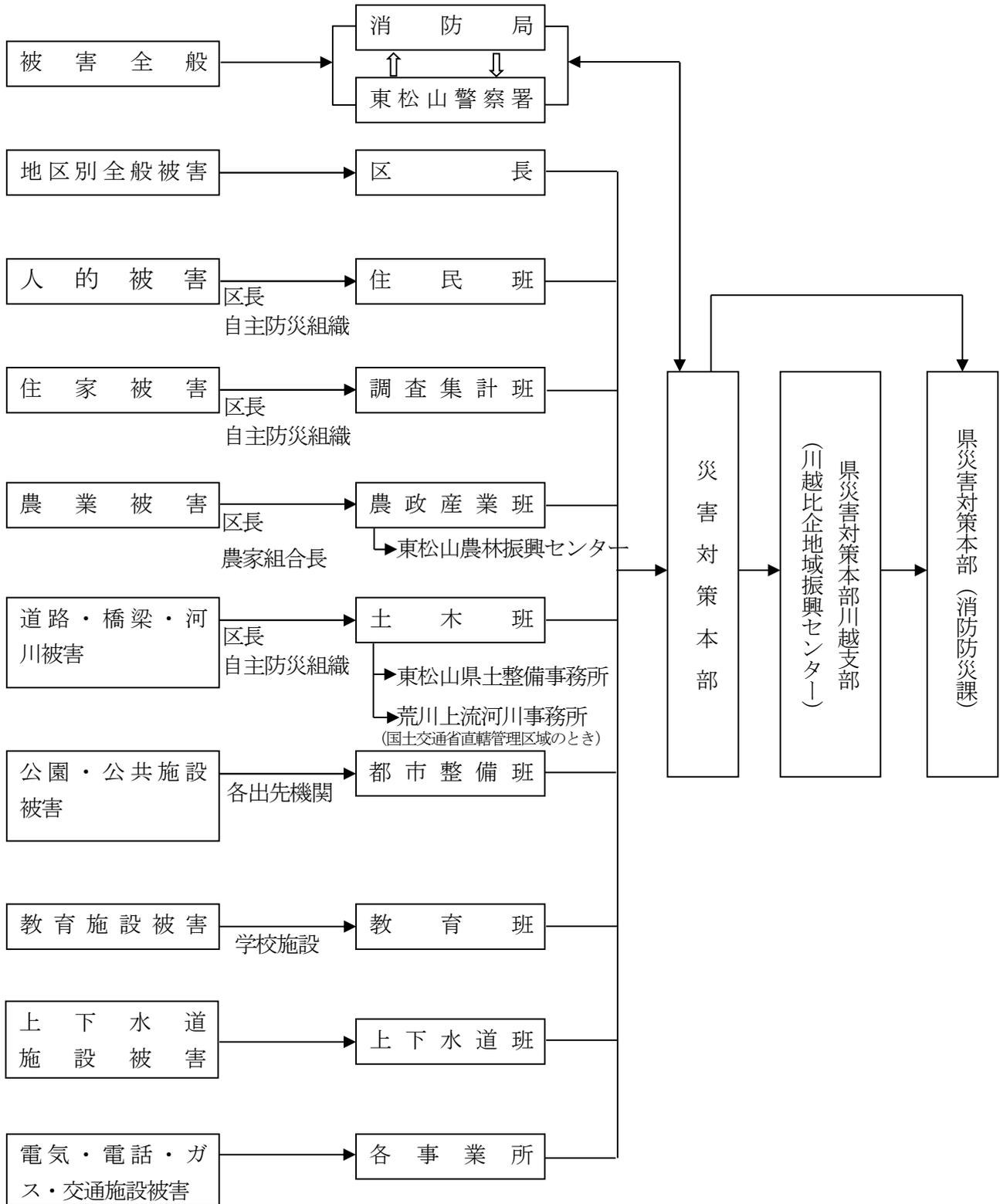
町は、町の区域内に災害が発生したときは、この防災計画及び埼玉県地域防災計画の定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめ、埼玉県の防災情報システム（使用できない場合はFAX等）で県に報告するとともに、災害応急対策に関し、すでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

2 災害情報の収集報告系統

(1) 情報総括責任者

情報総括責任者は、総務部長（総務課長）とし、災害情報の収集及び報告を総括する。代理者は総務部副部長（政策推進課長）とする。

(2) 被害情報の収集報告系統



3 被害状況調査及び報告

(1) 被害状況調査

■情報の収集

- ▶ 各部が必要により調査班を編成して実施し、適切な処置をとる。
- ▶ 災害情報の収集にあたっては、警察及び消防と緊密に連絡する。
- ▶ 被害の程度の調査にあたっては、町内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整する。
- ▶ 被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認する。
- ▶ 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

(2) 被害程度の判定

【資料編 3-7 「被害報告判定基準」 参照】

【資料編 3-8 「災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用」 参照】

【資料編 2-13 「川島町被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定」 参照】

(3) 情報の報告

町は、次の災害について県に対し被害状況等の報告を行う。なお、県に報告が出来ない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

被害速報は、発生速報、経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに公共土木被害を優先して報告する。

■報告すべき災害

- ▶ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ▶ 県又は町が災害対策本部を設置したもの
- ▶ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、県における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ▶ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ▶ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- ▶ 地震が発生し、県内で震度4以上を観測したもの
- ▶ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

① 発生速報

埼玉県の防災情報システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により防災行政無線FAX等で報告する。

② 経過速報

埼玉県の防災情報システムにより、特に指示がある場合のほか2時間ごとに必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防災行政無線FAX等で報告する。

③ 確定報告

被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

(4) 報告先

被害速報及び確定報告は、県消防防災課に報告する。なお、勤務時間外においては、危機

管理防災部当直に報告する。

■埼玉県への連絡先（防災情報システムが使用できない場合）

被害速報		確定報告
勤務時間内	県消防防災課 電話 048-830-8181、FAX 048-830-8159 防災行政無線 電話 6-8181、FAX 6-8159	県消防防災課 電話 048-830-8181 FAX 048-830-8159 防災行政無線 電話 6-8181 FAX 6-8159
勤務時間外	県危機管理防災部当直 電話 048-830-8111、FAX 048-830-8119 防災行政無線 電話 6-8111、FAX 6-8119	

■消防庁への連絡先

報告先	通信手段	番号	
		電話	F A X
応急対策室 〔平日(9:30～18:15)〕	一般加入電話	03(5253)7527	03(5253)7537
	消防防災無線	TN-90-49013	TN-90-49033
	地域衛星通信	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49033
宿直室 〔上記以外〕	一般加入電話	03(5253)7777	03(5253)7553
	消防防災無線	TN-90-49102	TN-90-49036
	地域衛星通信	TN-048-500-90-49102	TN-048-500-90-49036

【資料編 4-5 「被害情報の報告様式」参照】

第6 安否情報の収集・提供

1 情報の収集

町は、避難住民等の安否情報を収集し整理に努め、当該情報を県に報告する。

収集する情報は、主に以下のとおりとする。

(1) 避難所等において避難住民等から収集する情報

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有していない者に限る）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 死亡した町民の収集する情報

上記①～⑥に加えて

- ⑦ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑧ 遺体の所在

2 情報の提供

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町民に周知する。
- ② 町民からの安否情報の照会については、原則として安否情報対応窓口で総務省令に規定する様式に必要な事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、書面の提出によることができない場合であって、町長が特に必要と認めるときは、電話及びFAX並びにメールでの照会も受け付ける。
- ③ 町は、安否情報の照会を行う者に対し、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を記載した書面の提出を求める。ただし、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。

(2) 安否情報の回答

- ① 町は、安否情報の照会があつたときは、身分証明書で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答する。
 - ア 当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か
 - イ 災害により死亡し又は負傷した町民に該当するか否か
 - ② 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、以下の事項について回答する。
 - ア 照会に係る者の氏名、生年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報
 - イ 居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報
 - ウ 災害により死亡した町民にあつては、個人を識別するための情報、死亡の日時・場所及び状況、遺体の所在
 - ③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。
- ### (3) 個人情報の保護への配慮
- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取り扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
 - ② 安否情報の回答にあつては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

第8節 広報広聴活動計画

地震発生時において、町民に対し災害情報、災害応急対策の実施状況、諸注意事項等の適切な情報を適宜広報することにより、社会秩序の維持と人心の安定を図ることを目的として、以下の計画を定める。また、地震発生後の町民意識や要望を把握し、町民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、各部と相互に連携して役場庁舎内等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第9節 広報広聴活動計画」を準用する。

第9節 避難計画

地震発生時には、多数の被災者が生じることが予想されるため、避難所の設置、避難誘導を的確に行う。また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

さらに、大規模災害時には、県内他市町村及び他都道府県からの多数の避難者受け入れを想定し、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

第1 避難の勧告及び指示

1 実施責任者

避難のための立退きの勧告、指示及び避難所の開設並びに収容保護は町長が行う。

ただし、法令に定めのある特別の場合は、次の者が実施する。

実施者	災害の種類	勧告・指示を行う場合の要件	根拠法令
町長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、住民の生命及び身体の危険を防止し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法 第60条
警察官	災害全般	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、急を要する場合	警察官職務執行法 第4条
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法 第94条
知事又はその命を受けた県職員、水防管理者	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法 第29条

※ 地震の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施しなければならない。

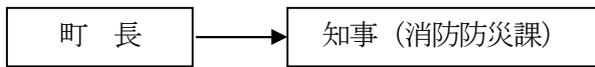
※ 避難勧告：その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧める又は促すものである。

避難指示：勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるものである。ただし、指示に従わなかった者に対しての直接強制権はない。

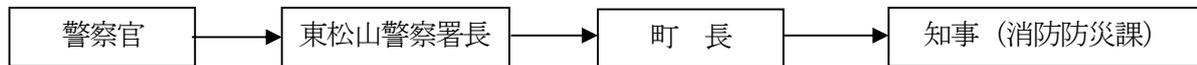
2 関係機関相互の通知及び連絡

避難のための立退きを勧告し若しくは指示をしたときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡する。

(1) 町長の措置



(2) 警察官の措置



(3) 自衛官の措置



3 発令基準及び伝達方法

(1) 避難の勧告・指示については、次の基準により発令し、伝達する。

種別	発令基準	伝達内容	伝達方法
避難勧告	当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合	1 勧告者 2 避難理由 3 避難場所 4 避難経路 5 避難後の町の指示連絡等	(1)サイレン、警鐘、標識によるほか防災行政無線、広報車、航空機、消防組合等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。 (2)できるだけ町民を恐怖状態におちいらせないように注意するとともに、火災の予防についても警告する。
避難指示	条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は現場に残留者がある場合	同上	

(2) 避難行動要支援者への伝達

町は、避難行動要支援者の避難支援プラン及び避難支援者を定め、災害時における情報伝達及び避難支援体制の整備を図る。

4 警戒区域の設定

町長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、町民等の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命じることができる。

警戒区域の設定が、避難の指示と異なる点は、第1に、避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定権は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。第2に、警戒区域の設定権は、災害がより急迫している場合に行使される。第3に、警戒区域設定権に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰金又は拘留の罰則が科されることになっており、避難の指示については罰則がない。

なお、警戒区域の設定権者は、関係法規に基づき次のように定められている。

(1) 警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内 容 (要件)	根拠法令
町長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で、生命及び身体に対する危険を防止するため特に必要と認めるとき。	災害対策基本法 第63条
警察官	災害全般	同上の場合においても、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第63条
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官	災害全般	同上の場合において、町長若しくはその委任を受けた町の職員及び警察官が現場にいないとき。	災害対策基本法 第63条
消防吏員又は消防団員	災害全般	災害の現場において、活動の確保を主目的に設定する。	消防法 第28条、第36条 水防法第21条

(2) 伝達方法

警戒区域の設定を行った場合は、避難の勧告又は指示と同様の方法で、関係機関及び町民にその内容を周知する。

5 避難誘導

(1) 避難経路

避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選択する。

(2) 誘導の方法

避難は、消防団及び自主防災組織と連携し、自身の安全を確保したうえで、避難路の状況等を適宜判断し、安全な経路により適切な避難所へ誘導する。

特に高齢者、障がい者、乳幼児など自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、日本語を解さない者等の避難行動要支援者に対しては、避難誘導が必要となる。そのため、消防署員、消防団員、民生委員・児童委員及び自主防災組織等の避難支援等関係者の協力を得て、個別計画に従い避難行動要支援者名簿情報を共有して避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。

避難は徒歩を原則とするが、病弱者、傷病者、障がい者又は歩行困難者は、状況により適当な場所に集合し、車両等により輸送する。

(3) 避難時の携帯品等

避難にあたっては、次のものを携行するよう指導する。なお、これらは非常持出品としてできるだけ一袋にまとめておくよう平素から啓発指導する。また、寝たきり高齢者、病弱者等要介護者にかかる常時必需品の携行確保についても併せて行う。

項目	内容
携帯品	貴重品、食料（1日分位）、着替え、飲料水、タオル、ちり紙、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオ、マスク、消毒液、体温計、身分証（住所、電話番号、氏名、生年月日、血液型を記載したもの）、その他家庭により必要なもの（医療品、携帯トイレ、オムツ等）
服装	動きやすい服装とし、素足を避け、帽子（頭巾）、防雨衣、防寒具（必要に応じ）等を携行する。
戸締り等	避難に先立って、時間的に余裕がある場合は、家屋の補強、家財の高所移動等を行い、又、戸締りを十分に行うこと。 また、停電回復時の出火を防止するため、ブレーカーは落として避難する。

第2 新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所における感染症対策

避難所は、飛沫感染・接触感染が非常に起こりやすい環境にあり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生が続いている中で、従来どおりの方法で避難所の開設・運営をしていくと、集団感染やクラスターの発生を招く恐れがある。避難所での三密（密閉、密集、密接）の回避と、マスクの着用や手洗いを励行し、感染症リスクが低減された避難所運営を行う。

1 避難所における感染症対策

(1) 避難所の過密状態の防止

- ① 在宅避難、親戚及び友人宅等への避難を優先するよう周知を図る。
- ② 集会所を地域の避難場所として活用を図る。
- ③ 車中泊におけるエコノミークラス症候群対策の喚起を図る。

(2) 避難所の衛生管理

- ① マスクの着用、手指消毒液等の設置など、基本的な感染防止対策を徹底する。
- ② 生活区域、炊事場、トイレなど、家庭用塩素系漂白剤、消毒液を用いて定期的に清掃、消毒を行う。
- ③ 避難所内、特に居住スペースは、十分な換気に努める。
- ④ 避難者の居住スペースは、可能な範囲で十分スペースを確保し、他の人に飛沫が飛ばないように、パーティションで区切るか、避難者家族同士の間隔を2メートルほど確保する。
- ⑤ 避難所受入れ時及び定期的に検温を行い、避難者の健康管理に努める。

(3) 避難所スペース及び新たな避難所の確保

- ① 指定避難所におけるスペースの確保のため、学校の教室の活用等、避難所として使用できるスペースを最大限拡大するよう努める。
- ② 公民館、地域の集会所を避難所として使用できるよう努める。
- ③ 災害時応援協定の締結先に対し、一時的な避難所として施設等の提供を要請する。

(4) 避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力

- ① 避難の際には、食料、飲料水等のほか、マスク、消毒液、体温計を持参する。
- ② こまめに手洗いをする。特に、食事前、トイレ使用後は徹底する。
- ③ 避難所内は、原則マスクを着用し、マスクがない場合は、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆う。
- ④ 向かい合わせでなく背を向けて座るようにする。
- ⑤ 37.5°C以上の熱がある。又は、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、避難所運営スタッフに報告をする。

(5) 感染が疑われる避難者への対応

- ① 感染が疑われる者が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで、災害対策本部に報告し、埼玉県東松山保健所に連絡をして検査、入院を依頼する。
- ② 埼玉県東松山保健所と調整中、一時的に待機させる場合は、車中又は専用スペースを確保する。専用スペースが確保できない場合は、可能な範囲でパーティションで区切る等の工夫をする。

2 避難所の感染防止の運営訓練

避難所の開設、運営にあたる者を対象に、感染症対策をより広く普及させるため、避難所におけるゾーニングレイアウト、受付の設、避難者の受入から居住スペースの誘導など、感染防止対策の避難所運営訓練を実施する。

3 感染防止資材の備蓄

町民へ避難時に、食料、飲料水等のほか、マスク、消毒液、体温計の携行を依頼するとともに、町でマスク、消毒液、体温計、簡易テント、パーティションやダンボール別途等の避難所運営資材の備蓄を実施する。

第3 避難所の開設・運営

1 避難所開設の報告

- (1) 町長は、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに埼玉県防災情報システムにより県に報告するとともに、警察、消防等関係機関に連絡する。
- (2) 報告事項
 - ① 避難所開設の目的、日時、場所及び施設名
 - ② 収容人員及び収容状況
 - ③ 開設期間の見込み

2 避難所の運営管理

避難所の開設は、町職員、施設管理者、又は委託契約をした避難所開設員が行う。配置された職員は、本格的な避難所組織ができるまで、あらかじめ策定した「避難所運営マニュアル」に従い運営にあたる。

【資料編5「避難所運営マニュアル」参照】

3 避難所の縮小・閉鎖

- (1) 避難所の縮小
各避難所の設備、避難者数等の運営状況から、継続して避難所として活用する施設を選定・集約し、避難所数を縮小する。
- (2) 避難所閉鎖の決定
町は、災害が終息し、かつ、応急仮設住宅の供与等により避難する必要がなくなった時点で、災害対策本部の判断により、避難所を閉鎖する。
なお、担当の避難所が閉鎖した後の避難所担当職員としての災害対策活動については、所属する各部・班の災害対策活動又は通常業務に従事する。
- (3) 県等への報告
町は、避難所を閉鎖した場合は、速やかに県及び関係機関等に報告する。

4 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内で県に請求する。

第4 他都道府県からの避難者の受入

町は、大規模災害時において県から他都道府県からの避難者の受入れについて要請があった場合は、県と協議のうえ、公共施設の中から避難者を受入れる施設を選定する。

第10節 救急救助・医療救護計画

大規模地震発生時は、多数の傷病者の発生が予想されるため、町は消防、警察等と協力の下、救急救助活動の万全を期するとともに、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

本節は、第2編 風水害対策計画 第3章 風水害応急対策計画
「第12節 広報広聴活動計画」を準用する。

第11節 食料供給計画

震災時に、被災者及び災害応急対策に従事する者に対して供給する食料について、救助限度に必要な食料の確保とその供給の確実な供給を図る。

本節は、第2編 風水害対策計画 第3章 風水害応急対策計画
「第13節 食料供給計画」を準用する。

第12節 衣料、生活必需品等の供給計画

震災時に被災者に対する衣料、生活必需品等の供給については、その確保と迅速公平な支給を図る。

本節は、第2編 風水害対策計画 第3章 風水害応急対策計画
「第14節 衣料、生活必需品等の供給計画」を準用する。

第13節 給水計画

震災のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料用として適当な水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

本節は、第2編 風水害対策計画 第3章 風水害応急対策計画
「第15節 給水計画」を準用する。

第14節 帰宅困難者支援計画

地震が発生した直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況である。さらに鉄道が停止し外出先から人々が一斉に帰宅した場合、主要駅などで大きな混乱が生じる。このため「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等の安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時的滞在者を確保する。

また、町外に通勤・通学している町民は約9,000人に上る。このため、首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人々が帰宅困難となることが予想される。帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

第1 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者にとって必要な交通情報や被害情報等を町ホームページ、ツイッター、かわべえメール（登録制）などあらゆる手段を用いて伝達する。

■帰宅困難者に伝える情報の例

- ▶ 被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- ▶ 公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- ▶ 帰宅にあたって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- ▶ 支援情報（帰宅支援ステーション（ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等）の開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

第2 一時滞在施設の確保

1 一時滞在施設の確保

地震発生により、帰宅が可能となるまでに待機場所がない者を一時的に滞在させる施設を確保する。一時滞在施設は、公共施設とするが、受入能力には限りがあるため、要配慮者の受け入れを優先し、必要に応じ町内の事業所等に対し、協力を求める。

2 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

3 災害救助法が適用され他場合の費用等

一時滞在施設等において飲料水・食料等の提供に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において町が県に請求できる。

第3 帰宅支援

1 帰宅活動の支援

帰宅行動を支援するために、休憩所の提供等を実施する。

実施機関	項目	対策内容
県、町	一時滞在施設の提供	公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放
	飲料水、食料の配布	一時滞在施設等において、飲料水、食料の配布
	一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
東京電力(株)	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

2 帰宅途上における一時滞在施設の確保

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。地域の避難所は、地元の避難者で満員となる可能性が高いため、可能な限り地域の避難所とは別に徒歩帰宅者の一時滞在施設の確保に努める。

第15節 住宅・公共施設応急対策計画

地震のため被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者、又は応急修理をすることができない者について、応急仮設住宅を設置してこれに収容し、又は被害家屋の応急修理を実施して援護の万全を図る。また、応急活動を行ううえで重要な役割を果たす公共建築物等の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図り応急対策を実施する。

本節は、第2編 風水害対策計画 第3章 風水害応急対策計画
「第16節 住宅・公共施設応急対策計画」を準用する。

第16節 環境衛生整備計画

地震による災害に伴い発生した廃棄物、並びに震災時における一般廃棄物（ごみ及びし尿）を迅速に処理し、被災地の感染症等の予防と早期復興を図る。

本節は、第2編 風水害対策計画 第3章 風水害応急対策計画
「第17節 環境衛生整備計画」を準用する。

第17節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画

震災により死亡又は現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等について、迅速かつ適切に搜索を行い、死亡した者については、埋・火葬を実施する。

本節は、第2編 風水害対策計画 第3章 風水害応急対策計画
「第18節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画」を準用する。

第18節 障害物除去計画

震災により土砂、竹木等の障害物が、住居又は道路等に堆積した場合に、これを速やかに除去し、町民生活の保護と、被災者の救護並びに交通路の確保を図る。

本節は、第2編 風水害対策計画 第3章 風水害応急対策計画
「第19節 障害物除去計画」を準用する。

第19節 輸送計画

震災時の応急対策等に必要な人員及び物資の輸送並びに、被災者の避難を迅速かつ円滑に実施するために必要な車両等を確保し、輸送の万全を図る。

本節は、第2編 風水害対策計画 第3章 風水害応急対策計画
「第20節 輸送計画」を準用する。

第20節 労務供給計画

震災時において、災害応急対策を実施する際に不足する労力については、公共職業安定所を通じて労働者を確保し、労務供給の万全を図る。

本節は、第2編 風水害対策計画 第3章 風水害応急対策計画
「第21節 労務供給計画」を準用する。

第21節 警備・交通対策計画

地震による災害が発生した場合には、町民の安全を確保するため、警察と協力して警備及び交通対策を実施する。

本節は、第2編 風水害対策計画 第3章 風水害応急対策計画
「第22節 警備・交通対策計画」を準用する。

第22節 文教・保育対策計画

地震災害時における学校活動及び福祉活動の確保を図るため、学校及び福祉施設における応急対策に万全を期する。

本節は、第2編 風水害対策計画 第3章 風水害応急対策計画
「第23節 文教・保育対策計画」を準用する。

第23節 要配慮者等の安全確保対策計画

要配慮者等は、地震が起こった時、自分の身体・生命を守る対応機能が不足して、言葉の障害から迅速、的確な行動がとりにくいため、震災時は被害を受ける場合が多い。このため、発災直後の避難誘導から、その後の応急、復旧時に至るまで、要配慮者等の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進していく。

本節は、第2編 風水害対策計画 第3章 風水害応急対策計画
「第24節 要配慮者等の安全確保対策計画」を準用する。

第24節 消防活動

地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命の危険が予想される。消防組合では、発災時において、町民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含めて、その全機能をあげて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防御活動を展開して、災害から町民の生命及び財産を保護する。

第1 配備体制

1 消防組合

消防組合では、災害活動組織として署隊本部を常設し、常時災害に対応できる体制を確保している。地震発生時にはこれらの機能を強化するため、非常配備体制実施要領に基づき、体制を整える。

2 消防団

消防団員は、出火防止・初期消火等の措置を行った後、川越地区消防組合消防団条例に基づき、あらかじめ指定する場所に参集し体制を整える。

第2 消防活動

1 消防組合による消防活動

(1) 情報収集及び伝達及び応援隊の受入

① 災害情報の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

② 把握結果の緊急報告

消防局長は、災害の状況を町長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう対処する。

③ 応援隊の受入れ及びその準備

応援隊の受入れ及びその準備を行う。

(2) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防御計画に基づき鎮火にあたる。その際、以下の原則にのっとる。

基本方針	内容
避難地及び避難路確保優先の原則	大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。
重要地域優先の原則	大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。
消火可能地域優先の原則	大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
市街地火災消防活動優先の原則	大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。
重要な消防対象物優先の原則	重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(3) 火災現場活動の原則

① 出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保し

た延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を判断し、行動を決定する。

- ② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的な消防活動により火災を鎮圧する。
- ③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、町民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(4) 救急救助

要救助者の救出を最優先に考え、負傷者は安全な場所に避難させ応急処置を実施する。

2 消防団による消防活動

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の町民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気ブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は町民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防組合と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅等での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防署による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを町民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら町民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防組合に連絡する。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防署と協力して行う。

3 他の消防機関に対する応援要請

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ締結した消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊の応援等の要請

① 知事に対する電話連絡

町長は、災害規模や災害状況、管轄消防組合及び埼玉県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要と判断した場合は、知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話（災害時有線通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行なえる手段含む。以下同じ。）により連絡する。

② 知事に対する書面等による連絡

町長は、災害の概況、出動を希望する区域及び活動内容その他参考となるべき事項が明らかになり次第、知事に対して電話により連絡する。

なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別や規模等に関する書面により連絡はこれらを把握した段階で速やかに行うものとする。（要請要綱別記様式第1-2）

③ 消防庁長官に対する連絡

町長は、知事に対して連絡ができない場合はその旨を消防庁長官に直ちに電話連絡することができる。その事後、速やかにその旨を知事に対して報告する。

(3) 緊急消防援助隊の受援体制

① 消防応援活動調整本部の設置

緊急消防援助隊の応援を受ける場合は、埼玉県危機管理防災センターに「埼玉県消防応援活動調整本部」が設置され、情報整理、活動調整等の事務を行う。

② 消防組合の対応

消防組合は、緊急消防援助隊の応援等が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため指揮本部を設置する。

(4) 指揮体制

① 指揮者

町長、または町長の委任を受けた消防局長をいい、指揮本部において指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する緊急消防援助隊各都道府県大隊を指揮する。

第25節 電力施設応急対策計画

非常災害の発生するおそれがある場合は、東京電力(株)川越支社は、各設備に有効な予防方策を講じ被害を防止し、災害が発生した場合は、二次災害の発生を防ぎ、速やかに応急復旧を行い、生活関連施設としての機能を維持する。

本節は、第2編 風水害対策計画 第3章 風水害応急対策計画
「第25節 電力施設応急対策計画」を準用する。

第26節 電力通信設備応急対策計画

災害等により電気通信設備に被害の発生のおそれのあるとき、又は発生した場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

本節は、第2編 風水害対策計画 第3章 風水害応急対策計画
「第26節 電力通信設備応急対策計画」を準用する。

第27節 ガス施設応急対策計画

地震災害により、都市ガス施設及びLPガス施設に被害が生じた場合には、二次災害の発生を防止するとともに速やかな応急復旧を実施し、社会公共施設としての機能を維持する。

武州ガス(株)が実施する応急対策は、次のとおりである。

本節は、第2編 風水害対策計画 第3章 風水害応急対策計画
「第27節 ガス施設応急対策計画」を準用する。

第28節 下水道施設応急対策計画

地震により下水道施設が被害を受けた場合、できるだけ早い時期に下水道施設の緊急点検を行い、被害の状況、周辺施設への影響を把握する必要がある。また、必要に応じて緊急措置を講ずる。

本節は、第2編 風水害対策計画 第3章 風水害応急対策計画
「第28節 下水道施設応急対策計画」を準用する。

第4章 震災復旧計画

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

本節は、第2編 風水害対策計画 第4章 風水害復旧計画
「第28節 災害復旧計画」を準用する。

第2節 災害復興計画

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進していく。

本節は、第2編 風水害対策計画 第4章 風水害復旧計画
「第2節 災害復興計画」を準用する。

第3節 民生安定化計画

大規模災害時には、多くの人々が被災し、町民や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の回復を図るため、防災関係機関等と協力し、民生安定のための緊急措置を講ずる。

本節は、第2編 風水害対策計画 第4章 風水害復旧計画
「第3節 民生安定化計画」を準用する。

第4節 義援金品の受入・配分計画

町民、他都道府県民及び企業等から町に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分を確実かつ迅速に行うための計画を定める。

本節は、第2編 風水害対策計画 第4章 風水害復旧計画
「第4節 義援金品の受入・配分計画」を準用する。

第5章 南海トラフ地震警戒宣言に伴う対応措置計画

第1節 計画の位置づけ

第1 策定の趣旨

昭和53年、大規模地震の発生を予知して事前に防災の措置を実施することにより、地震によって起こる災害を防止し軽減することを目的として大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)が制定施行された。この法律は、大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)の指定、地震観測体制の整備、地震防災体制の整備及び地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について特別の措置を定めることにより、地震防災対策の強化を図り、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に役立たせようとするを目的とするもので、この目的を達成するために必要な事項を災害対策基本法の特別法として位置づけて規定している。

同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県(静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知)の市町村が強化地域に指定された。なお、平成14年4月に、東京都及び三重県の市町村が追加指定されたが、その後、市町村合併に伴い強化地域は1都7県157市町村(平成24年4月1日現在)となっている。

本町域は、南海トラフ地震が発生した場合、震度5弱から5強程度であることが予想されていることから、この強化地域には指定されなかった。したがって、地震防災強化計画を定める必要は法律上ない。しかしながら、震度5弱から震度5強程度の揺れであっても、ある程度の被害が発生することが予想されるとともに、警戒宣言が出された場合、社会的混乱が発生することも懸念される。

このため、川島町防災会議は、南海トラフ地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、川島町地域防災計画の震災対策計画の第5章として「南海トラフ地震警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定しているものである。

第2 基本的な考え方

計画策定にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止することを主眼に、南海トラフ地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、町民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。
- 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定める。なお、南海トラフ地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずる。
- 発災後の対策については、川島町地域防災計画の震災応急対策計画及び震災復旧計画等により対処する。
- 本町は、強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されていないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

第3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、次のとおりとする。

1 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（概ね午前10時～午後2時）とする。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

2 警戒宣言の発令形態

警戒宣言の発令形態は、「2～3日以内に地震発生のおそれがある。」のパターンとする。

3 予想震度

震度は、町内で震度5弱から震度5強とする。

4 南海トラフ地震に関する情報

気象庁は、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「南海トラフ地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、次のとおり発表する。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。

■南海トラフ地震に関連する情報

区分		発表基準等
南海トラフ地震予知情報 [カラーレベル赤]		南海トラフ地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
南海トラフ地震注意情報 [カラーレベル黄]		観測された現象が南海トラフ地震の前兆である可能性が高まったと認められた場合
南海トラフ地震に関連する調査情報 [カラーレベル青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、南海トラフ地震に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合
警戒宣言		内閣総理大臣が東海地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制を取るべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を取るべき旨の通知であり、関係機関に内閣府から通知される。

注) 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2節 事前の備え

第1 広報及び防災教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、町民が地震に関する知識を修得するとともに、理解を一層深める必要がある。

町は、町民が南海トラフ地震に対して的確な行動がとれるように、地震に関する情報提供等を行い、防災対応について教育、啓発及び指導する。

1 町民に対する広報

地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から警戒宣言の内容、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を町民に広報し、社会的混乱の防止と発災に伴う被害の軽減を図る。

地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から警戒宣言の内容、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を町民に広報し、社会的混乱の防止と発災に伴う被害の軽減を図る。

(1) 広報の基本的流れ

広報の基本的な流れは、①平常時、②判定会招集の報道開始時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から発災までとする。

(2) 広報の事項

広報は下記の事項について実施する。

- 東海地震について
- 警戒宣言の内容
- 町民のとりべき措置
- 自主防災組織のとりべき措置
- 事業所等のとりべき措置
- 警戒宣言時に防災関係機関が行う措置

2 防災教育

(1) 児童・生徒等に対する教育

町教育委員会は、次の事項について関係教職員及び児童・生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

- 南海トラフ地震に関する基本的事項
- 教職員の分担
- 警戒宣言時の臨時休業措置
- 児童・生徒等の下校（園）時等の保護方法
- 学校（園）に残留する児童・生徒等の保護方法
- その他の防災措置

(2) 自動車運転者に対する教育

町は、警戒宣言が発せられた場合に、運転者が適切な行動がとれるように広報紙等を通じて次の事項について教育を行う。

- 南海トラフ地震に関する基本的事項
- 道路交通の概況と交通規制の実施方法
- 自動車運転者のとりべき措置
- その他の防災措置等

第2 事業所等に対する指導

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑制などについては、事業所等の果たす役割が非常に大きくその協力は不可欠である。このため消防組合は事業所に対し、消防計画等の作成等を通して主に次の事項について指導を行う。

- 火気器具類の使用制限及び整理整頓の確認等出火防止措置
- 自衛消防隊の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配置
- 防火上必要な施設、消防用設備等の点検整備
- 防火、防災教育訓練
- 顧客、従業員等の安全確保措置
- 近距離通勤者の徒歩帰宅
- 出火する危険のある物品の安全措置
- 地震情報等、各種情報の収集及び伝達
- その他必要な事項

第2 活動体制

町は、南海トラフ地震注意情報を受けた場合は、災害対策本部等の設置準備及び社会的混乱の発生に備え、必要な防災体制をとる。

1 災害対策本部の設置基準

南海トラフ地震注意情報を受けたときは、直ちに緊急連絡を実施するとともに本部の設置準備に入る。

2 職員の動員

南海トラフ地震注意情報を受けたときは、直ちに緊急体制を発令する。

3 南海トラフ地震注意情報発表時の所掌事務

災害対策本部が設置されるまでの間、総務課が関係機関の協力を得ながら、次の事項を行う。

- 南海トラフ地震注意情報等その他防災上必要な情報の伝達収集
- 県及び防災関係機関等との連絡調整
- 社会的混乱防止のため必要な措置

2 職員の動員

配備体制は、非常体制とする。

3 本部の所掌事務

- 警戒宣言、南海トラフ地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- 防災関係機関の事務に係る連絡調整
- 町民、自主防災組織及び事業所等への情報の提供
- 地震が発生した場合の応急対策実施準備

第3 警戒宣言時の広報

1 広報の内容

項目	内容
警戒宣言の内容等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 警戒宣言及び南海トラフ地震予知情報の内容 ➤ 混乱防止の呼びかけ
町民、自主防災組織及び事業所等のとるべき防災措置	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 情報の確認（ラジオ、テレビの情報、本町の情報） ➤ 児童・生徒、園児等の引き取り ➤ 家庭での防災措置 ➤ 避難の準備

2 広報の方法

- 防災行政無線（固定系）
- 広報車
- 町ホームページ
- かわべえメール（登録制）等

第4 防災関係機関の広報

1 広報の内容

町民及び施設利用者に対し町に準じて実施するものとし、主な内容は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (2) 各機関の措置状況並びに町民及び施設利用者に対する協力要請

2 広報の方法

- (1) 広報責任者、従業員及び町民等に対する情報伝達の方法を具体的に定めておく。
- (2) 情報伝達に伴う従業員等の動揺、混乱を防止することに特に留意し各機関の実態に合った伝達方法を工夫する。

第5節 消防・危険物・警備・交通対策計画

警戒宣言が発せられた場合、又は発せられることが予想される場合は、次のとおり対策を講じる。

第1 消防対策

川越地区消防組合は、平常時の消防業務（災害活動を除く）を縮小し、出火防止及び混乱防止に関して、次の事項を基本とした対応措置を講じる。

- 情報の収集及び伝達
- 火災の警戒
- 出火防止、初期消火等に関する広報活動
- 消防資機材の点検整備及び確保
- 自主防災組織、自衛消防隊等の防災活動に対する指導
- 消防部隊の編成強化
- 特定事業所に対する安全措置対策の指導助言

第2 危険物対策

川越地区消防組合は、危険物施設に対する的確な地震応急対策ができるよう、予防規程を定めている施設については、それに基づく点検及びその他の防災措置を実施させ、その他施設等については次の措置について指導する。

- 災害発生に備えた応急活動体制の確立
- 消火設備等防災資機材の確保及び点検
- 危険物施設及び容器等の破損及び転倒防止措置
- 危険物の性質に応じた保安措置
- 危険物の流出及び拡散防止措置
- 危険物取り扱い作業の制限又は停止
- 火気使用の制限又は禁止

第3 警備・交通対策

1 警察への要請

町は、必要に応じ警察に対して、警備及び交通規制等の要請をする。

2 道路管理者の措置

国、県及び町は、管理道路に関し次の措置を講じる。

(1) 危険箇所の点検

関係機関と連絡を保ち、主要道路を重点に点検を行い、地震発生時に交通障害となるおそれのある道路の保全に努める。

(2) 工事中の道路についての安全対策

緊急時の即応できるよう緊急を要する以外の工事を中止するとともに、避難及び緊急車両の円滑な通行を確保する。

第6節 施設対策計画

第1 学校教育施設の措置

小学校、中学校及び幼稚園は、警戒宣言が発令されたときは、次のような措置を講じて園児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の生命の安全確保について万全を期する。

1 情報の収集伝達等

- (1) 警戒宣言が発せられたときは、校長は関係機関と連携を図り、情報を収集し教職員に周知させる。
- (2) 教職員は、児童・生徒等に対し、警戒宣言が発せられたことを知らせ、適切な指示をする。この際、児童・生徒等に不安、動揺を与えないよう配慮する。

2 授業の中止等

- (1) 警戒宣言が発せられたときは、すべての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。
- (2) 学校は、警戒解除宣言が発令されるまでの間、休校する。

3 自動・生徒等の保護

教職員は、児童・生徒等の所在を確認のうえ、次のように措置する。

項目	内容
幼稚園	園内・校内で保護し、名簿により人員・氏名を確認の上、直接保護者に引き渡す。
小学校	
中学校	名簿により生徒の人員・氏名を確認のうえ、通学班・下校班等あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法により帰宅させる。 心身に障害のある生徒については直接保護者に引き渡す。

4 校内防災対策

校内防災計画に基づき、特に下記事項に留意して学校の安全に万全を期する。

項目	内容
出火防止措置	地震災害での二次災害を防止するため、火気使用場所及び器具を点検する。電気及びガスの施設についても点検し、不要な電源及び元栓を閉じる。
消火設備の点検と作動確認	消火用水、消火器等の点検について点検する。
非常持ち出し品の確認と準備	重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火倉庫に収納し、施錠する。ただし、耐火書庫等に収納できない場合は、その書類等を点検し、非常災害時に搬出できるよう整理保管する。
化学・工業薬品の管理	火災・有毒ガス発生のおそれがある薬品は、所定の保管庫に収納・施錠し、転倒防止対策がとられていることを確認する。

5 事前の指導連絡事項

- (1) 学校と児童・生徒等の保護者間の緊急連絡網を整備しておく。
- (2) 警戒宣言が発令されたときは、前記3の区分により、児童・生徒等を直ちに帰宅させるか、保護者に直接引き渡すかをあらかじめ保護者に知らせておく。
- (3) 登校前に警戒宣言が発令されたときは、登校しないようあらかじめ保護者及び児童・生徒等に知らせておく。

第2 医療施設の措置

1 患者に対する措置

医療施設は、警戒宣言発令の情報を把握したら、入院患者に対して安全措置を講じるとともに、外来患者に対しては可能な限り診療業務を行い、町民の不安をなくすようにする。

2 防災措置

医療施設は、それぞれ地震対策についての計画に従った活動体制に速やかに移行するための準備体制に入る。

また、特に震災対策については、二次災害対策が重要であり、防災対策並びに毒物・劇物等の薬品・危険物管理についても万全を期する。

第3 社会福祉施設の措置

警戒宣言が発せられた場合、社会福祉施設にあつては、正確な情報の収集に当たるとともに、防災組織及び対応策の確認、設備・機材の点検を行う。

1 情報活動

(1) 情報収集

町、防災関係機関及びテレビ・ラジオからの情報の収集に当たる。

(2) 情報伝達

情報伝達に当たっては、次の点に注意する。

- ① 情報は的確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、入所者が動揺しないよう定期的に伝達するなど配慮すること。
- ② 地震発生に伴う避難等の内容を周知しておくこと。
- ③ 保護者からの照会に対し、正確な情報を提供できるよう努めること。
- ④ 警戒宣言発令時の措置内容について、入所者及び保護者に対し徹底しておくこと。

2 防災組織の確認

警戒宣言が発せられたとき、必要な要員を確保し、迅速・的確に防災措置を行うための組織編成及び活動について、あらかじめ作成されている計画に基づき、その対応策の再確認を行う。

3 対応策の確認

各施設においては、上記の防災組織に応じた役割に従い行動するとともに、特に次の点に注意する。

- (1) 非常口、非常階段、避難経路、避難場所を確認しておく。
- (2) 保護者との連携を図り、入所者を家族等に引き渡す場合、いつ、どこで、どのような方法で行うか明確にする。
- (3) 地震発生時における職員の指示の方法や、入所者の行動の仕方を明確にする。
また、入所者は職員の指示によって行動し、勝手な行動をとらないよう指導する。

4 防災措置

各施設は、施設の実情に応じて、主に次の設備等について防災措置を講じておく。

(1) 火気使用設備器具

火気使用は、極力制限し防火措置を講じる。やむを得ず使用する場合には、地震が発生した際直ちに消火できるように措置を定めておく。

(2) 発火流出のおそれのある危険物

(3) 消火用設備

- (4) 落下、倒壊危険のあるもの
特に屋内にある転倒危険家具等について必要な措置を行う。
- (5) 工事中の建築物等の保安措置

第4 児童福祉施設の措置

警戒宣言の発令中は、保護者において保護することを原則とする。

- (1) 保育中の園児は、利用者名簿を確認のうえ、保護者に引き渡す。
- (2) 警戒解除宣言が発令されるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。
- (3) 引き取りのない園児は、園において保護する。
- (4) 園児の引き取りについて、事前に十分な打ち合わせをすること。

第5 上水道施設の措置

1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。また、町民及び事業所等が緊急貯水を実施することによって、発災に備え、応急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置を講じる。

2 要員の確保

警戒宣言が発せられた場合、応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

3 資機材の点検整備

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備を実施する。

4 施設等の保全措置

- (1) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置を講じる。
- (2) 浄水場及び配水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意する。
- (3) 配水池の水位は、できるだけ高水位を維持し、町民及び事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧を調整する。
- (4) 工事中の現場においては、適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

5 広報活動

警戒宣言が発せられた場合、町民に対し「水の汲み置き」について広報する。なお、テレビ・ラジオ等の報道機関に対しては、「水の汲み置き」の広報を事前に依頼する。

第7節 生活物資対策計画

第1 備蓄物資

1 食料

- (1) 町備蓄物資の放出準備
町で備蓄している食料の放出が速やかに行えるよう必要な準備を行う。
- (2) 町内業者等からの調達準備
町内の業者等から調達できるよう要請する。
- (3) 埼玉県への要請準備
県備蓄食料の放出及び調達の要請準備を行う。

2 生活必需品

- (1) 町備蓄物資の放出準備
町で備蓄している生活必需品の数量の確認を行い、放出の準備を行う。
- (2) 業界保有物資の確認
町内業者からの生活必需品を調達できるよう、関係組合を通じて保有物資の在庫量の確認を行い、発災に備えて保管の要請を行う。
- (3) 埼玉県への要請準備
県備蓄物資の放出及び調達の要請を行う。

3 医薬品等

社団法人比企医師会等に対し、次のとおり協力要請する。

- (1) 供給できる医薬品等の在庫量を把握しておくこと。
- (2) 要請があった場合、速やかに供給できるよう準備すること。

第2 買占め、売り惜しみ防止の呼びかけ

埼玉県は、警戒宣言発令時において、生活上必要な物資を確保するため、スーパーマーケット等小売店に対し、極力営業を継続し売り惜しみ、また、買い占めをしないよう要請する。本町においても必要により同様の措置を実施する。

第3 輸送車両等の確保

警戒宣言発令時において、輸送に必要な車両等は、町で保有する公用車を第1次的に使用し、さらに、不足を生じる場合については、(一社)埼玉県トラック協会小川・松山支部に要請し、必要とする車両の確保に努める。

第8節 町民、自主防災組織及び事業所等のとるべき措置

第1 町民のとるべき措置

区分	とるべき措置
南海トラフ地震注意情報発表から警戒宣言発令まで	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報に注意するとともに冷静に行動する。 <ul style="list-style-type: none"> ① テレビ・ラジオ等で正確な情報を入手する。 ② あわてた行動をとらないようにする。 (2) 電話の使用を自粛する。 (3) 自動車の利用を自粛する。 (4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 (5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
警戒宣言が発せられたときから発災まで	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の把握を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 防災行政無線を聞いた時は、直ちにテレビ・ラジオ等で正確な情報を入手する。 ① 埼玉県、町、警察、消防等防災関係機関の情報に注意する。 ② 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。 (2) 火気の使用に注意する。 <ul style="list-style-type: none"> ① ガス等の火気器具類の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 ② 火気器具周囲の整理整頓を確認する。 ③ ガスメーターコックの位置を確認する。 ④ 使用中の電気器具（テレビ・ラジオを除く）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。 ⑤ プロパンガスボンベの固定位置を点検する。 ⑥ 危険物類の安全防護措置を確認する。 (3) 消火器の位置を確認する。 (4) 家具の転倒防止措置を確認する。 (5) 棚の中の重い物を下に下ろす。 (6) ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど付近に近寄らせないような措置をとる。 (7) 窓ガラス等の落下防止措置を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ① 窓ガラスに荷造り用テープを貼る。 ② ベランダの植木鉢等を片付ける。 (8) 飲料水の汲み置きをする。 (9) 食料、医薬品、防災用品を確認する。 (10) 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。 (11) 電話の使用を自粛する。 <ul style="list-style-type: none"> 町、消防、報道機関、学校等への電話による問い合わせは控える。 (12) 自動車の利用を自粛する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 車両はできる限り使用しない。 ② 路上に駐車中の車両は速やかに空き地や駐車場に移す。 ③ 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。 (13) 幼児、児童・生徒の行動に注意する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 幼児、児童・生徒の遊びは、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所にする。 ② 幼児、児童・生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打ち合わせに基づいて対応する。 (14) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。 (15) エレベーターの使用は避ける。 (16) 近隣相互間の防災対策を再確認する。 (17) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

(18) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。

第2 自主防災組織のとるべき措置

区分	とるべき措置
南海トラフ地震注意情報発表から警戒宣言発令まで	(1) テレビ・ラジオ等により正確な情報を入手する。 (2) 地域住民に冷静な行動を呼びかける。
警戒宣言が発せられたときから発災まで	(1) 町や消防等からの情報を地域住民に伝達する。 (2) 自主防災組織本部を設置し、活動体制を確立する。 (3) 地域住民の町民のとるべき措置(第8節第1参照)を呼びかける。 (4) 消火器の点検、消火用水の確保を行う。 (5) 高齢者や障がい者等の要配慮者の安全に配慮する。 (6) 救急医薬品等を確認する。 (7) 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

第3 事業所のとるべき措置

区分	とるべき措置
南海トラフ地震注意情報発表から警戒宣言発令まで	(1) テレビ・ラジオ等により正確な情報を入手する。 (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。 (3) 消防計画等に基づき、警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。 (4) その他の状況により、必要な防災措置を行う。
警戒宣言が発せられたときから発災まで	(1) 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。 (2) テレビ・ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、従業員等に迅速、正確に伝達する。 (3) 指示、案内等にあたっては、予想震度、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。 (4) 町民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売(取扱い)する事業所(施設)については、原則として営業を継続する。 (5) 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。 (6) 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備(消火用水を含む)等の保安措置を講じる。 (7) 商品、設備機器及び窓ガラス等の転倒防止並びに破損防止措置を確認する。 (8) バス、タクシー、生活物資輸送車等、町民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。 (9) 救助、救急資機材、飲料水、非常食料、医薬品及び照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 (10) 建築工事等地震発生により危険が予想される作業は、原則として中止し、応急補強等必要な措置を講じる。 (11) 一般事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させる。ただし、近距離通勤者にあつては、徒歩等によるものとする。

第6章 火山噴火降灰対策計画

県内の想定地震と火山噴火は直接の関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書(2004年)や富士山火山広域防災検討会報告(2005年)において、噴火の可能性が検討されている。富士山降灰可能性マップによれば、埼玉県内では、最大で2～10cmの堆積可能性があるエリアに県南地域が含まれているほか、その他の地域で2cm未満の降灰が予想されている。

第1 応急活動体制の確立

降灰による被害が発生した場合、町は、県及び防災機関などの協力を得て災害応急対策を実施する。

第2 情報収集の伝達

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

1 降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは町内に降灰があったとき、町は、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方气象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民へ周知する。

発信手段は、「本編 第3章 第8節 第1 町民への広報活動」を準用する。

■防災情報システムで取得する情報

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 噴火警報・予報 ➤ 火山の状況に関する解説情報 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 噴火に関する火山観測報 ➤ 火山に関するお知らせ
--------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------

2 降灰に関する被害情報の伝達

町は、降灰に関する情報(降灰及び被害の状況)を調査し、防災情報システム等により県に伝達する。

県は、気象庁地震火山部火山監視・情報センターに降灰の情報を伝達する。

■降灰調査項目

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 降灰の有無・堆積の状況 ➤ 時刻・降灰の強さ ➤ 構成粒子の大きさ ➤ 構成粒子の種類・特徴等 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 堆積物の採取 ➤ 写真撮影 ➤ 降灰量・降灰の厚さ
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

3 降灰に伴う取るべき行動の周知

町は、予測される場合は、降灰時にとるべき行動を住民に広報する。

■【参考例】広報内容

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。 ➤ 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。 ➤ 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

第3 避難所開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った住民を収容するため、町は避難所を開設・運営する。

避難所の開設・運営については、「本編 第3章 第9節 第1 避難の勧告及び指示」及び「本編 第3章 第9節 第2 避難所の開設・運営」を準用する。

ただし、避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

第4 医療救護

医療救護については、「本編 第3章 第10節 救急救助・医療救護計画」を準用する。

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に、喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

第5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策については、「本編 第3章 第19節 第2 輸送路の確保」及び「本編 第3章 第25～28節」を準用する。

なお、これまでの降灰被害として、次の事例が報告されている。

そのため、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。

■降灰被害の事例

被害施設	被害内容
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 降灰の荷重により、電線が切れる。 ▶ 雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。 ▶ 火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。

第6 農業者への支援

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。

火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

第7 降灰の処理

1 取組方針

降灰の処理の取組方針は、次のとおりである。

- 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。私有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。
- 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、町が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。
- 町及び県は、火山灰の処分場所を事前に選定する。
- 県は、最終処分場の確保が難しい場合に備え、広域的な処分を検討するとともに、国に働きかけていく。

2 役割

降灰処理のための町及び関係機関等の役割は、次のとおりである。

■各機関等の役割

機関名等	役割
町	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一時的仮置き場の設置 ➤ 火山灰の利用、処分 ➤ 上下水道施設における降灰の除去
町（施設管理者）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設及び敷地内の降灰の除去
県	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 広域的な処分の調整 ➤ 上下水道施設における降灰の除去
住民	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 堆積した降灰の除去（宅地等）
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 堆積した降灰の除去（事業施設等） ➤ 一時的仮置き場までの運搬
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 道路上の除灰の除去

3 降灰の収集

町は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

第8 広域の一時滞在

町は、県と連携し火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民を受け入れる。広域一時滞在については、「本編 第3章 第9節 避難計画」を準用する。

第7章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

第1節 シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、これまでは、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計していた。

しかし、東日本大震災の教訓を踏まえ、県が実施した被害想定は、「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても被害想定の対象としている。

本町の地域防災計画においても、県の被害想定を参考に、本町に最も大きな地震被害をもたらすと想定される「関東平野北西縁断層帯地震」を対象に減災目標を設定している。

しかし、実際に大規模地震が発生した場合、本町においては、地域防災計画が対象としている町域を対象に防災活動を展開するが、大規模地震による影響は、本町域はもとより県域をも越えた広域で最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もある。

また、発生する頻度はきわめて稀と考えられる複合災害（例えば、台風や集中豪雨といった風水害に、地震などの災害が重なって起こる災害をいう。）においても、同様に、計画された防災対策の想定を超える事態の発生が考えられる。

そのため、本町はじめ防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第2節 シビアコンディションへの対応

「本編第2章 震災予防計画」に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、町民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3節 シビアコンディションの共有と取組の実施

県は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策を進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や県民と共有するものとしている。

本町においても、県による最悪の事態を想定したシミュレーション結果を共有し、大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、最優先に町民の生命を守ることが重要である。

また、県の場合は、首都直下地震発災時においても比較的被害が少ないとされ、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行うことになり、本町もその一翼を担うことになる。

以下では、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

第1 命を守るのは「自分」が基本

■リスク状況の認識

町、県及び防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れている。

しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言われている。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となる。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立たない。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴う。

今回新たに実施された県の被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる（川島町の場合、死者なし、負傷者2名）予測になっている。また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みである。

緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数である。

■課題

- 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。
- 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

■対策の方向性（予防期）

- 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
- 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- 地震に備えた防災総点検を行う。

第2 支援者の犠牲はあってはならない

■リスク状況の認識

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になる。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多い。

阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられるが、この教訓を生かさなくてはならない。

犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わり、津波の被害を受けている。内陸県の埼玉県でも、津波警報の発令や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖を行う消防団もある。

また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぐ。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となる。

しかしそのために、支援者が犠牲になることは、あってはならない。

「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取り組みを進めていくことが重要である。

■課題

- 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、2次災害に巻き込まれることを防止する。
- 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

■対策の方向性

- 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。
- 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。
- 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

第3 火災から命を守る

■リスク状況の認識

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日だった。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していった。延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生した。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言う。

一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされている。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることである。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多くなる。

【参考：東京都被害想定】

区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。

【参考：国被害想定】

地震火災による焼失最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟

■課題

- 消防機関に頼らない初期消火を確実にし、火災を拡大させない。
- 消防機関の現場到達を早める。
- 火災から逃げ遅れる人をなくす。

■対策の方向性

- 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災無線等あらゆる手段を活用する。
- 道路啓開や交通規制を行うため、県警、市町村、協定締結先企業を円滑に統括し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

第4 首都圏長期大停電と燃料枯渇

■リスク状況の認識

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となった。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧した。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかる。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4ヶ月を要した。

これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1ヶ月以上続くことも想定しなければならない。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇する。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続く。

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられているが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となる。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、県災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでる。

■課題

- 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1ヶ月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

■対策の方向性

- 県の主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保するとともに、市町村庁舎、災害拠点病院等にも同様の取組を働きかける。例えば災害対策本部が設置される県庁舎等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。
- 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。
- 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- 県外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。
- 長期避難を想定し、県内避難所の環境を向上させるとともに、県民及び他都県民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

第5 その時、道路は通れない

■リスク状況の認識

首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策がおおむね施されている。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念される。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もある。

走行中の自動車にも激震が直撃する。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われる。首都高速道路を中心に事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生する。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生する。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となる。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生する。

鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性がある。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生する恐れもある。

これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎない。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではない。

■課題

- 被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
（改正災害対策基本法（平成26年）により）
- 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

■対策の方向性

- 北関東、東北、中部方面から首都圏を結ぶ道路ネットワークを確保するため、高速道路や国県道の幹線道路網の整備を進める。
- 都内からの徒歩帰宅を支援する帰宅支援ロードを設定し、沿道サービスを拡大する。
- 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的道路啓開のシミュレーションを行う。

第6 首都機能の麻痺

■リスク状況の認識

東京には、政治、行政、経済の中枢を担う機関が高度に集積している。首都直下地震により政府機関の業務継続に支障が生じた場合、緊急災害対策本部等による情報収集や指示、調整が実施されず、被災者救助や事態収拾に影響が出る。

官公庁施設は耐震化が順次進められているが、ライフラインの途絶や交通の麻痺、停電や通信の途絶などの悪条件が影響し合い、復旧が大幅に遅延する可能性もある。

最も懸念されるのが、夜間及び休日に大規模地震が発災した場合、交通機関の運行停止に伴い、多くの職員が都心に到達できず、業務継続に支障が出ることである。

■国が被害想定の中で示している被害シナリオ

発災直後	省庁の職員及び国会議員が同時に多数被災し、一時的に国家の運営機能が低下する。
1日後～	都心部の中央省庁において、職員の不足や室内の混乱、PCやサーバの不調等により、災害対応の中枢としての機能が低下する。
更に厳しい被害様相	想定外の庁舎等の甚大な被害や、職員の被災、電力・通信の途絶が発生する。 → 応急対応や全国への波及影響が数日間以上続く。

これは、あくまでも国が提示した、最悪な事態としての一つの想定である。

なお、首都直下地震応急対策要領では、緊急災害対策本部の設置順位が定められており、官邸内に設置される緊急災害対策本部の代替順位として、官邸が被災した場合は、中央合同庁舎第5号館（千代田区霞が関）→ 市ヶ谷駐屯地（新宿区市谷本村町）→ 立川広域防災基地（立川市緑町・泉町）の順番で代替拠点に移る。

しかし、現在想定されている代替拠点はいずれも都内であり、国が提示している諸課題（職員の参集など）が依然残ることになる。

多くの国の職員が県内に居住している現状も踏まえ、被害が少なく首都に隣接する埼玉県としては、国に全力で協力する体制の整備も、考えていかなければならない。

■課題

- 首都機能の停止。国による災害対応の遅れ。
- 情報や職員が集まりやすいところに、代替拠点を用意すべきである。
- 立川や都庁は被災地に近すぎる。大阪府や北関東では、都心から離れすぎる。

■対策の方向性

- さいたま新都心に集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートする。
- さいたま新都心周辺に後方支援の資源を確保し、国と協力して首都復旧に努める。

第7 デマやチェーンメールは新たな災害

■リスク状況の認識

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限された。

その中で、ツイッターやSNS など、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討している。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（2次災害）を引き起こす可能性がある。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになる。

東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がった。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない2次災害に発展する可能性がある。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時には却って危険かもしれない。

■課題

- 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- 政府、行政による正確な情報発信が不足する。
- 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

■対策の方向性

- 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。
- 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- 政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

第8 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

■リスク状況の認識

阪神・淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められた。

一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなったが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となった。

首都直下地震の被害の様相は、阪神・淡路大震災に近い都市型であると考えられる。

国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みである。

医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になる。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれる。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性がある。

さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要なことになる。

■課題

- 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。
- 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

■対策の方向性

- 衛星携帯電話や医療情報システム（EMIS）の整備など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーターの養成及び活用を検討する。
- 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。
- 都内等から県内医療施設への傷病者の受入れを支援する。特に、輸送に危険を伴わない慢性病患者の被災地外移送についても検討する。
- 平素に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。
- 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。
- 災害拠点病院における災害時の業務継続を確保するため、水、食料、自家発電に必要な燃料等の供給体制を確立するとともに、全ての医療機関について、耐震化を進める。

第9 都心からの一斉帰宅は危険

■リスク状況の認識

県では、平成24年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行った。

まず、県外で帰宅困難になる県民の発生数は、136万人であると推計した。そのうち88万人は東京23区内で被災するため、交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タイミングやルート選定が課題になる。

次に、発災後、一斉帰宅の混乱を市町村ごとにシミュレーションした。例えば、都内にいる埼玉県民と県内にいる埼玉県民と都民252万人が一斉に徒歩で帰宅した場合、さいたま市では72万人、川口市では45万人の通過人数が見込まれる結果となった。帰宅経路に当てはめると、例えば、国道17号戸田橋の通過人数は1時間当たり最大12万人という大混雑が予測される。

その結果、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられる。

発災直後の一斉帰宅は二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因になる。

■課題

- 余震による落下物の恐れがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。
- 徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる。
- 緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。

■対策の方向性

- 近隣都県と協力し、発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。
- 慌てて帰宅を開始しないですむよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。
- 都内にいる県民も含め、県内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。
- 主に都内から徒歩帰宅する徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路を設定し、沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。
- 公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じて企業内備蓄を推進する。

第10 危険・不便な首都圏からの避難

■リスク状況の認識

国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定される。

1ヶ月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになる。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなる。

道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がでてくる。

特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、本県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなる。

■課題

- 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。
- 緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。
- 観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。
- 他の都道府県からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。

■対策の方向性

- 都内からの避難者の輸送や受入れについて、発災時に混乱が生じないように、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。
- 計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。
- 九都県市等の枠組みにより取得した被害情報や応援要請に基づき、県内市町村との受入調整を行い、県内又は群馬県・新潟県（三県の防災協定に基づく広域避難の受入れ）と調整を行う。
- 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。
- 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

第11 助かった命は守り通す

■リスク状況の認識

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺する。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまう恐れがある。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上った。死亡に影響のあった事由としては、「避難所等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割であった。

例えば、1都3県には約7万8千人の慢性透析患者がいる。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限される。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になる。

■課題

- 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保
- 福祉避難所など比較的環境が整備された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立
- 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）

■対策の方向性

- 被災地外の都道府県において、受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平常時から情報を持ち合う。
- 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- 被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

第12 食料が届かない

■リスク状況の認識

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかった。もちろん輸送には、道路の確保が重要になる。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確認し、沿岸部の支援に使用した。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効だったが、確保されたのは発災4日後、国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後だった。

そのような中、避難所には十分な食事が行き渡らなかった。

例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけだった。また国の物資調達も、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食料は約290万食、水が約213万本だけで、おおよそ一人一日約1食であった。

道路の不通やライフラインの途絶、生産向上や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じる。

また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もある。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることである。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きている。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではない。

■課題

- 広域物資供給体制の整備
- 広域緊急輸送体制の整備

■対策の方向性

- 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。
- 国や他都道府県からの応援を埼玉県広域受援計画に基づき迅速かつ円滑に受入れ、救援物資の広域物資拠点における受領、及び被災市町村を通じた被災者への支給を実施する。
- 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。
- 複合災害も視野に入れ、町及び県と合わせた備蓄を十分に行う。

第13 災害の連鎖を防止せよ

■ リスク状況の認識

災害の連鎖を防止することが重要である。

一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性がある。例えば、次のような最悪シナリオがある。

- 東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。
- 港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。
- 工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。
- 日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。

すべての事態の推移をあらかじめ予見するのは不可能である。

しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきである。

■ 課題

- 災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

■ 対策の方向性

- 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ
- 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し